

○芳賀委員 政府出資を懸念するといふことは、必要に応じて当然なことであるわけですが、それは先ほども申しましたとおり、第七条の「政府は、三億五千万円を基金に出資する。」これは昨年本法が制定された場合の規定です。ですから、新たに追加出資をする場合においては、この第七条の規定を改正すれば足りるわけですね。現在の三億五千万円に、三十九年度に新たに追加出資をするならば、その金額をこれに合計する、合算する形の改正を行なえばいいのであって、今度の改正はそれと違うわけですか。ですから、そういうことであるならば、昨年新しく法律をつくったわけですから、当時政府はそのことが必要であるならば、当然法文中で規定すべきではなかったかというのを私は指摘しているわけですか。法律を讀めばわかることですか。

○田中(重)政府委員 ただいまお答え申し上げましたように、制定の当初におきましては、基金の総額七億円で実施ができるという見通しでいたしたのでございまして、その後、実施の段階に入りまして、いまも御説明申し上げましたような事情から、追加が必要であるというふうな考えに至ったのでございしますが、また同時に、将来に對してもこのような事態の可能性を予見をいたしまして、このように改正をいたしたい、こういうふうな考えておる次第でございます。

○芳賀委員 この問題の改正は、これはたとえば先般審議いたしました農林漁業金融公庫法の場合も、共通の改正点として問題にされた事項なんです。ただ、この基金法の場合は、これは昨年制定されたわけですからして、一年

もたないで、こういう本質をゆがめるような改正を出すということに、問題があるのではないかと。農林漁業金融公庫法の場合は、これは昭和二十八年に制定された法律でありまして、この基金法の場合には昨年の国会で成立したわけですから、一年もたないで、こういう重大な規定の改正を、現行の規定でやれるにもかかわらず、新たに一項を加える改正をやるということに對しましては、これはわれわれとしては了承できない点であります。だから、今回追加出資しようとする分については、この三億五千万円に加える改正をやるということ、これは十分できるのではないかと申すわけですか。この点に對しては、政府としては十分反省の必要があると思うわけですが、これは丹羽次官から明らかにしてもらいたい。

○丹羽(兵)政府委員 政府が今年に至りましてまた三億五千万円の追加出資をお願いしておるといふ、そのことにつきましては、私がただいま御説明申し上げたような次第でございまして、昨年つくったものを、一年たないうちにまた政府出資の額を直さなければならぬじゃないかということについての御批判がもう一つ出ておりますが、もつともなことと思ひます。それだけの見通しの立てられなかったことはたいへん遺憾に思ひます。そこで、それにつきましては、それだけの、思いもよらない御要望が強かつたとも考へて、御了解を願ひたい。

それで、お尋ねの中心でございしますけれども、何と申しますか、ただ出資の面だけ直しておけばいいじゃないかということでございますけれども、さ

きに御審議いただきました公庫法等によりまして、今後はやはり出資が変わるときには、予算によつて幅を持たして、こういうふうな考え方で、鶏が先か卵が先かというふうな考え方で、政府はお願ひしておると考へております。

○芳賀委員 丹羽さんは、一番大事な法律についても、また改正点について、さか勉強が足らぬのではないかと。さう深く追及する考えはないが、ただ法律の審議を通じて、たとえば信用基金の運営の状態とか、制度上の問題等を国会において取り上げるのを、おそれて、追加出資については単に予算措置で足りるという、そういう考え方は、これはいけないと思うのです。これは農林漁業金融公庫法の審議のときにも、社会党の各委員から指摘した点ですが、ただ安易に予算措置だけで足りるという、そういう国会の真剣な審議や論議を避けるような姿勢というものは、これはやはり逆行する形であると思ひわけです。

そこで、お尋ねしますが、今度は法律の改正によらないで、予算の範囲内で追加出資することになれば、一体三十九年度に出資される予定額というものは、正確に言つて幾ら用意されておるのでありますか。

○田中(重)政府委員 三十九年度に予定をいたしておりますのは三億五千万円でございします。

○芳賀委員 それは間違いないですか。

○田中(重)政府委員 間違ひございせん。

○芳賀委員 たとえば「昭和三十九年度農林予算の説明」これは国会に三十九

年度予算審議の説明のために配付になっておるわけですが、これによると、林野関係の公庫、これは正確に言へば森林開発公庫に對する出資予定が二十七億円、農林漁業金融公庫の融資増大に必要な林業関係の分として十五億円、それから林業信用基金に對する出資財源に充てるための三億円、こういうことに説明はなつておるわけですか。そういうことになると、予算では三億円ということの説明しておいて、法案審議の答弁の中において三億五千万というのを、當を得ないじゃないですか。

○田中(重)政府委員 三億五千万円の出資予定でございますが、そのうち三億につきましては、いま先生のお話のとおり、国有林野事業特別会計の特別積み立て金から一般会計に繰り入れまして、そうして出資する分が三億円、それから一般会計からの出資分五千万円、合せて三億五千万円ということでございます。

○芳賀委員 それは財政投融資計画というものが、一般会計からの出資あるいは産投特別会計の出資ということになれば、正式な予算措置ということになるのであるが、どういふふうなことになるのであるのか。積み立て金からの運用の三億円というのはわれわれも一応承知しておるが、国の三十九年度財政投融資計画としての基金に對する出資の経路というものはどういふことなんでしょうか。

○田中(重)政府委員 一般会計の出資の予定としては三億五千万円になっております。そのうち三億円を、いま御説明申し上げましたように、国有林野事業特別会計の特別積み立て金から一般会計に繰り入れをしまして、それが財源になっておる、こういうことでございます。

○芳賀委員 財政投融資からの出資は、これは一般会計から三億五千万円ということに相なつておるので、それに内訳がつくというのはいさかいじゃないですか。そうすると、国有林野事業特別会計のいわゆる基金金ということになるでしょう。たとえば五十億円というものは、利益金の特別積み立てという、そういう措置が講ぜられておるわけですか。

○田中(重)政府委員 特別積み立て金と申しますのは、国有林野事業のその年度における損益計算上利益を生じた場合に、その利益の十分の五を特別積み立て金に積み立てるということになっております。この資金は林業振興その他の用に一般会計に繰り入れられることによつて充てるといふ、国有林野事業特別会計にございします趣旨に沿つたものとして、一般会計に繰り入れられる、繰り入れの予定である、こういうことでございます。

○芳賀委員 ですから、その特別積み立て金制度というのは、昭和三十六年からそういう制度が行なわれておるわけなんです。結局最初から利益金というものを予定して特別会計事業をやるという、ここに問題があるのです。

一体一般会計に對する繰り入れとか、一般会計からのいわゆる財政投融資計画に對する出資等は、そういう特定事業の事業利益に原資を求めるといふのは間違ひだと思ひます。そうじゃないですか。

○田中(重)政府委員 国有林野事業特別会計の第十三条でございしますが、い

まも申し上げましたように、損益計算上利益を生じた場合に、それを特別積み立て金という名前で、林業の振興その他の用に充てるために一般会計に繰り入れることができるというところがございまして、この三十九年度の用に充てられる場合、これは三十八年度の予定損益計算、あるいはまた三十七年度以前の損益計算上生じた利益として積み立てられたものがございまして、現在すでに過年度の損益計算上積み立てられてきた、現実に存する利益金がございまして、そういう意味合いにおきましては、一般会計に繰り入れること自体は、その財源が現に存在しておるというふうに御了解をいただきました、こう思います。

○芳賀委員 ただ問題は、事業の収益というものは、これは事業の結果によらなければ出てこない性質のもので、それを最初から予定して、どうしてもこれだけは林野事業の中から特別に利益を出さなければならぬというふうな目的で事業を経営しておることになると、これは当然無理が出てくると思うわけですが、しかも剰余金が出た場合、それを一定の方法で積み立てを行なう、適当な時期に一般会計に繰り入れるということは、これはその事例は実はあるわけですが、しかし、それをひもつきのような形で一般会計に入れる、むしろ、剰余金を一般会計に入れるという形になれば、最初からひもつきのついたその資金源を造成しなければならぬというところに、問題があると思うわけですが、そういうふうなやり方、林野事業の中からそういう資金源を要求された場合、これはもう無条件でそれに応諾するというところに

なれば、林野事業本来の運営に大きな破綻とか欠陥が生じないとも限らぬでしょう。われわれが見た場合において、たとえば農林漁業金融公庫の出資の問題にしても、あるいはまた基金制度の問題等にしても、一般行政の面から当然国の施策において講ずべきものであって、特定の目的を持った国有林野事業特別会計の中から原資を造成しなければならぬということは、これは非常に当を得ないことだと思ふ。そういうことを考えないでか。

○田中(重)政府委員 言うまでもなく、国有林野事業の経営自体につきましては、一般会計に繰り入れを予定して、予定されたものを当初からかせぐというふうな考え方で経営はされておるまいし、またさるべきではない、こういうふうな考えが、国有林野事業といふことには、あくまでもその国有林野事業の使命に即して、その経営の発達、改善をはからなければならぬ、こういうふうな考えが、たゞ、国有林野事業といふことには、過去の、たとえば分収造林特別措置法でございまして、その他の法案の成立に際しましての附帯決議に、国有林野事業は、一般の民有林の振興のために、その資金あるいは組織等をもつて協力をすべきだという趣旨の決議もなされております。そこ、国有林野事業といふことは、いま申し上げました趣旨に沿って、その事業の発達、改善、資産内容の充実をはかつてまいりましたとともに、さらにこの事業の過程におきまして生じた損益計算上の利益につきましては、いまの附帯決議等の趣旨も尊重いたしまして、一般の林業振興等とそれが使われて

寄与していくということも必要かと存じます。そのようない趣旨も受けて、国有林野事業特別会計法第十三条に、いま申し上げましたように、特別積み立て金にそれを積み立てることによつて、一般の林業振興に寄与していくという規定もございまして、そこで、この林業信用基金も、やはり林業振興の一環と考えられる制度、そういうものとして、このようない積み立て金も活用されていくことになるかと思ふますが、もちろん、これは一般会計に繰り入れられた後の出資でございまして、もちろん、これがひもつきということではございせん。繰り入れの趣旨といふことは、いま申し上げましたような趣旨でこれが繰り入れられることになっておることとございします。

○芳賀委員 今後この林野の特別会計事業を通じて、継続的、持続的に相当の剰余金というものを確保していける考えの上で、林野庁としては立つておられるのか、それはどうなんですか。たとえばこの五カ年間にわたる決算上の剰余金の動向がどうなっておるか、あるいはまた現在の特別積み立て金の運用の状況がどうなっておるか、そういう点についてお伺いしたいと思います。

○田中(重)政府委員 現在の国有林野事業の支出をまかなう収入財源につきましては、ほとんどその大部分を木材の販売収入に依存しておるわけでございます。そういうことで、この販売収入をそれぞれ国有林野事業が事業の発達、改善、資産内容の充実にあててまいりましたわけですが、その場

合、今後の見通しということになりますと、これはそのような理由から木材価格の推移等とも微妙に關係を持つてゐるものでありますだけに、その推移は重要な問題となつてまいります。ただ、この事業を適正に、しかも、この事業に与えられております、国有林野事業特別会計法の第一条に「企業的に運営し、」とございしますが、要するに、経済的に合理性を高めて仕事をやっていく、生産性を極力あげ、事業を合理化し、近代化しながら進めてまいり、そういうことで、国有林野事業といふことは、必要な支出はまかない、また剰余金があればいまのような林業の振興に寄与していくことが、正しいかと存ずるのであります。

○芳賀委員 私の聞いたのは、今後過去の実績に徴して、林野事業における剰余金というものを持続的に確保できるといふ考えの上に立つておられるのかという点と、最近五カ年間にわたる決算上の剰余金の状況がどういふ動向を示しておるかという点と、もう一つは、三十六年から行なつておられるいわゆる特別積み立て金の運用の実態というものがどういふ内容に置かれておるか、その三点について尋ねたわけですが。

○田中(重)政府委員 将来における見通しといふことは、ただいまお答えを申し上げましたように、できるだけ事業の合理化、近代化をはかりまして、その生産性を高めていくということとで、その事業の推進をはからなければならぬ、そういう面でも損益計算上の利益についても確保をはかつていく必要はある、こういうふうな考えられます。それから、現在の過去五年におきまして特別積み立て金の額につきま

しては、三十七年度末で百七十三億七千六百万円でございます。

○芳賀委員 剰余金は毎年どのくらいずつ出ておりますか。最近五カ年間で……

○田中(重)政府委員 損益計算上の利益といふことは、三十五年度が百十八億六千二百万円、それから三十六年度が二百三十五億八千五百万円、それから三十七年度が五十六億三千六百万円、決算済みのものは以上のとおりでございます。

○芳賀委員 三十八年度はまだ終わっていませんが、大体的に見通しとしてはどういふことになりそうですか。

○田中(重)政府委員 見通しといふことは、大体五十億弱ではないか、こう考えております。

○芳賀委員 そりすると、いま長官の言われたような趨勢でいけば、今後林野事業における剰余金というものは、そう多くを期待できないというふうになるわけですね。たとえば昭和三十五年、六年はおよそ二百億台であったのが、今度は三十七年、三十八年と五十億台に激減しておるわけですが、私たちが、国有林野事業が、国土保全あるいは国民経済の発展に寄与する、そういう主要目的に合致して運営されておるかどうかが、これが明らかにされれば、それでいいのであつて、この事業を通じて一定額の剰余金をぜひ確保しろというのを、われわれは従来から主張した要求したことはない、です。ですから、こういうことになると、将来は剰余金は出ない、あるいはまた経営上から見ると、赤字が生ずるような年度もこないとは限らぬと思うわけですが、そういう点に対して、やはり将来に

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十五号 昭和三十三年三月二十五日

三

対する明確な展望、対処する方策というものが、必要だと思ふのです。特に先ほど長官は事業の合理化を進めるといふことも言われておるが、方法論としてはそれは一つの問題であるとして、もしこれが、たとえば林野事業に従事しておる職員、従業員あるいは作業員等に対して、極端な人員の削減であるとか労働の強化をいふような合理化を意図しておるとすれば、これは重大な問題だと思ふわけです。おそろくそういう意味の合理化じゃないと思うが、その点について、これは大事な点ですから、明確にしてもらいたい。

○田中(重)政府委員 将来のこの特別会計の推移につきましては、木材価格の推移、それから事業の内部といたしましては、生産性の向上をさらににかつていくとか、いろいろ要因がございます。それで、損益計算上利益が生じないとか、過去においても欠損の時期がございますが、そういう積み立て金が生じないような場合には、言うまでもなく、そのような林業振興上の寄与もできないわけでございます。あくまでも国有林野事業自体の発達改善が主体でございますから、それはそういうような考え方でいいわけでございます。ただいまの国有林野事業といたしましては、これは技術の進歩、その他国有林野が今後国民経済から要請される木材生産の増大、さらに国立の保全の面なり、あるいは地元産業振興への寄与なり、そういうことに極力即応し、その使命にこたえられるように体制を改善し、近代化をはかつていかなければならない、こういうふうに考えている次第でございます。

○芳賀委員 それはいいけれども、大事な点は、合理化を強行するあまり、国有林野事業にまじめに従事している職員あるいは作業員に、人員整理であるとか労働の強化を押しつけるような形の合理化は、毛頭考えておらないと思うが、その点はどうなっておるか、重要な点であるので、お尋ねしておきます。

○田中(重)政府委員 いろいろ作業の形態が変わつてまいることに応じまして、それぞれ職場の配置転換その他ございまして。しかし、そのために労働の強化とか、あるいはまじめな職員が整理されるというような考え方はございせん。

○芳賀委員 それでは、当局から見ても、ふまじめとか好ましくないのは、整理するといふ意味ですか。どういふことなんでしょうか。

○田中(重)政府委員 それはいま先生のおことばにあったので申し上げたわけでございます。いずれにいたしましても、職場の変更その他作業方法の变化等に伴うところの職場の配置が、その他はあると思ふ。しかし、いわゆる整理といふような考え方は、現在はございせん。

○芳賀委員 私が特にたゞしておる点は、たとえば本年に入つては、特に北海道に管轄局が五つあるのです。この局ごとの、たとえば三十九年度の事業の収支勘定、いわゆる業務の収支勘定等から見ると、北海道における国有林野事業は、時期として赤字傾向に入つてくるわけです。ですから、そういうことをことさらに現地ににおいて強調して、北海道は赤字に入つておるのだから、この合理化を進めなければならぬとか、近代化を進めなければならぬとか、そういうことを大きな理由にしまして、国有林野の職員とか従業員、作業員を含めて、それらの諸君に無用な不安とか混乱を与え、いかにもそれが職員の責任であるといふような、間違つた責任転嫁の議論が展開されるようなことになる、これは重大な点だと思ふのです。とにかく林野事業は、苗木を植えてから伐採して収入を確保するまでに三十五年ないし四十年の期間が必要になるわけでございます。伐採に入つたその事業区の管轄局等については、これは収支勘定から見れば、利益が増大するといふ時期に当面しておるものもあるでしょうし、今度は資本投下を相当積極的になければならぬといふ時期に入つておる管轄局もあるわけですから、周知が三十五年ないし四十年という長い期間の中において、その事業区がどの年代に置かれていくかといふことは明確にしておかからぬと、現象的に今度は赤字が出るようになったからといふので、おまえらの責任だといふことになる、これは安心して林野の事業に従事できないといふことにも当然なると思ふのです。これらの特色を持った事業ですから、国全体の林野事業の業務というものがどういう現況に置かれておるか、将来はどうなるかといふことを明確に判断して、国会等においても、その動向とか見通しといふものは、やはり適当な時期に明らかにしてもらわなければならぬと思ふのです。ですから、そういう点について、これは当然農林大臣から明確にしてもらふべきであります。いま出席がありませんので、特に直接

の担当者である長官からこの点を明らかにしていただきたいと思ふ。

○田中(重)政府委員 いまお話しのように、北海道においてそれぞれ赤字の局あるいは管轄局があるからといつて、それはその職場の責任だといふ考え方は毛頭ございせん。現在北海道が、これは局によつて違ふと思ふが、北海道といふのは、内地に比べますと、その開発がおくれております。それだけ今後に相当の期待をしなければならぬ国有林でございます。それだけに、その開発のためのものもろの投資が先行的に行なわれておるといふようなこともございまして、赤字になつておるといふ点があるかと存じます。

なお、収入、支出の面で、それぞれ黒字になるように個々の管轄局あるいは管轄局に責任を持たせるというようになつておるのではないのでございまして、全国的規模において、それぞれ必要なところに必要な事業経費を配付する、それから収入の上のところからは、それぞれ収入が上がるようにこれはしたい。国有林全体一本としてこの収入を見ておるわけですから、特定の署でこの収支の問題を云々するといふような考え方は、別に必要はないわけでございます。それだけきめられた収入、きめられた支出額によつて事業が運営されればよいのだ、こういうことでございます。

なお、将来の国有林の収支の見通しなり、あるいは現在の状況なりについては、御説明申し上げる機会がまたある、こういうふうに考えております。

○芳賀委員 内容的な詳しい点は、次の機会に譲るとしまして、もう一つ、ここで明らかにしてもらわなければならぬことは、国有林野事業の三十九年度の事業計画等を見ましても、その収支面については、林野事業の業務収入は、これはほとんど林産物収入に依存しておるわけです。ですから、たとえば国有林の立木の払い下げあるいは素材の販売等が適正に行なわれるかどうかといふことは、かつて事業収入に關係のある点だと思ふわけですが、その場合、国有林をたとえば売り払うところの立木の原価計算とか、あるいは直営生産を通じた素材の販売です、素材の原価計算といふものが適切に行なわれて、それを基礎にしておるものか、その点はどうなんですか。

○田中(重)政府委員 販売価格の決定につきましては、これはやはり市場における取引価格、これを詳細に調査をいたしまして、それに基づきまして販売の予定価格を決定する、こういうふうに行なつております。

なお、人工林につきましては、これはその人工林の地ごしらえ以降のいわゆる育林、この原価計算は、それぞれの事業区につきましては、言うまでもなく計算は行なわれておる。そういうものとの見合いかねまして、市場価格の詳細な調査の結果に基づき、予定価格を決定する、こういうことになつております。

○芳賀委員 私の聞いておるのは、原価計算をやつておるかどうかといふことです。いま長官の言われた市場価格からの逆算で、たとえば払い下げの基準価格、予定価格等を算定しておるといふことは、そういう意味で言われると

思うのですが、私の聞いておるのは、
国の財産としての立木の払い下げある
いは直営生産による素材の払い下げ
等については、当然みな国の財産で
すから、厳密な原価計算というものが
行なわれて、それが基礎になって、経
済事情とか市場の動向等というものを
勘案して処分するということであれ
ば、これは筋が立つわけですが、一番
大事な原価計算というものを行なつて
おるのかどうか、その点はいかがです
か。

○田中(重)政府委員 この原価計算に
つきましては、これは天然林あるいは
人工林とも直営生産の分については、
言うまでもなく、販売の状態に置かれ
るまでの原価計算はやつてございま
す。それからなお、人工林について
は、これが成林をして伐採されるとい
う状態までの原価計算はございます。

○芳賀委員 ですからその場合、原価
計算が行なわれておれば、これを販売
する場合、はたして積み上げた原価計
算方式の価格と実際に林野庁が処分し
ておるその価格というものがおおよそ
合致しておるものであるか、それが合
致しない状態で処分されておるか、そ
れらの点はいかがですか。

○田中(重)政府委員 現在販売されて
おります人工林の木材につきまして
は、いま正確な数字は覚えておりませ
んけれども、大体明治、大正の初期ご
ろの植栽のものが大部分でございま
すから、そういうものの原価計算とし
ては、販売価格と比較した場合、これは
赤字というようなことにはなっていない
わけでありまして。
○芳賀委員 それは帳簿上赤字になら
ぬという意味でありますか。

○田中(重)政府委員 国有林材の販売
されるものは、ほとんどが天然林
でございます。いまお説の分は人工林
の植栽木についての問題であるとい
いますならば、原価計算上赤字になら
ぬという意味でございます。

○芳賀委員 そういふうちに現在も行
なわれておる処分価格というものは、
原価計算に基づいた基礎価格に比較し
て、決してそれが逆現象でないとい
うことであれば、将来も林野事業の経営
というものは心配がないということに
なると思つておるわけですが、われわれの承
知しておる限りでは、市場価格から逆
算で払い下げ価格というものを算定し
ておるといふふうにわれわれは承知し
ておるわけですが、ですから、逆算価格
ということになると、全く財産価値と
いうものは根拠を失なつてしまつてい
うことになるわけですね。処分の方
法等についても、国民共有の財産であ
るにもかかわらず、その処分の大半
は、パルプ産業等を中心にしてこれら
の事業単位に、いわゆる随意契約とい
う形で特別安価な払い下げを行なわ
れておることは、これは長官も実際に自
分で行つておるのだからわかつてい
ることと思つて。そして、たまたま
ば信用基金に債務保証を依存しなけれ
ばならぬような零細な企業体の場合、
随意契約の分でも少ない、そして競争
入札でこれを確保しなければならぬ、
それが現在の実態じゃないですか。で
すから、国民が疑問を持つておるの
は、大資本のパルプ産業に対して国の
財産を特別安く払い下げをしてやら
なければならぬかという点なんです。
弱者には高く売りつけて、強い者に
はますます利潤が高まるように特別安

く売つておるのじゃないか、これが国
民の声だと思つておるのです。こういふやり
方が将来もずっと続いてくるとすれ
ば、国有林は国民の山ではなくて、一
部の大企業、大産業の特権的な私有物
的なものに終わる場合もあるわけであ
る。この点はやはり国民としても明ら
かにさせたい点なんです。ちやうどの
機会ですからして、現在の事業の運営
の実態というものは、私の指摘したと
おりのものであるかどうか、その点
はいかがですか。

○田中(重)政府委員 運営の実態は、
いまお説の内容とは全然違つてござ
います。そういうことはございま
せん。

まず、最初の御質問でございます
が、木材価格を算定する場合に、先
ほども申し上げましたように、逆算
価格であることは、適正に調査をされた
市場価格からの逆算である。これは素
材の販売の場合も立木販売の場合も同
じでございます。ただ、申し上げま
すように、人工林、つまり植栽木、これ
については、その逆算価格に対してチ
ェックする意味での原価計算、これは
ございます。

そういうことでございます。ですが
ら、受け払い価格は逆算価格である
といふことであります。
それからその次は、非常に多くを安
くパルプ産業に売つておるといふ事
実は、全然ございません。それで、国
有林材として販売される数量は、やは
り製材材が相当比率が高いわけでご
ざいます。それはやはり国有林野の
所在する地方、ちやうど、林業信用基
金の保証制度を利用するような、そ
ういふ人たちの製材工場の資材として供

給されておりますものが非常に多い。
パルプ等につきましては、これはそ
れなりの必要性を認めて、パルプ産業
のために資材は提供されておりますけ
れども、それはそのパルプ産業に適
するような材質のものであつて、かつ、
それに相応する価格でこれが販売さ
れておるといふことでございます。

なお、販売の価格につきましては、
随意契約で売り払われるものも相当ご
ざいます。これは市場調査、市況調
査による価格が基礎になつておりま
す。それから一般の公売、これにつ
きまして、その公売の結果を見て、両
方の価格を参考にしながら、売り払い
の価格がきめられる、そういう価格に
よつて売り払いを行なつております。
こういうことでございます。

○芳賀委員 大臣がお見えになつた
で、私の質問を中断します。いまの答
弁の分については、年間の立木あるい
は素材の用途別数量、たとえばパル
プ用とか一般の製材用とか、用途別数量
と、さらにまた処分の方法等について
も、できるだけ明白に、随意契約によ
る処分の割合とか公入札による処分の
割合とか、それから大体企業体によつ
て大中小という系列があると思ひま
す。それらの企業体に対して、たとえ
ば随意契約による安価な払い下げの割
合とか、入札による高い処分の割合と
か、そういうものについて、これは資
料として提出をお願いしたいと思います。
あとで大臣に対する質問が終わつてから
また継続して尋ねたいと思ひます。

○田中(重)政府委員 いま御要求の資
料は至急に提出をいたしたいと思ひま
す。

ただ、いまのお話の中、安く随
意契約で売られるという、そういう売
り払い価格は採用しておりませんの
で、あくまでも適正な価格で売つてお
るということでございます。

○高見委員長 農林水産業の振興に關
する件について調査を行ないます。
日韓漁業交渉問題について、質疑の
通告がありますので、これを許しま
す。横崎弥之助君。

○横崎委員 せんだつて当委員会が日
韓漁業問題について質問をしたわけ
ですが、時間がたいへん限られており
ましたので、問題の提起だけに終つた
わけです。きょうは、先日提起をいた
しました問題点について、さらに深め
てまいりたい、このように考えてお
ります。

私もこの漁業問題で一番懸念を
しておること、心配をしておること、
それはずっと私も訴へ続けてきてお
りましたように、何としても漁業の安
全操業、それが中心であらうと思ひま
す。安全操業を確保するために、そ
ういふ問題として出てくるのは、
安全操業を脅かしておりました李ラ
イソの問題である。この李ライソの撤
なしに漁業問題の解決はあり得ない
といふことが、われわれの主張でもあ
つたし、またたび重なる委員会におけ
る池田総理なりあるいは大平外務大臣
の答弁も、そのようでございました。
ところが最近、韓国のほうは、李ラ
イソにかわるものとして、国防ライン
をつくる、存置するといふことを、一
月十三日ございしたか、閣議決定を
いたしておる。その点について、大平
外務大臣は、それは韓国がやつてつく

ることだから、自分のほうは関知しない、簡単に言つて、こういう態度のようでありました。しかし、私は、まず当局、李ラインの撤廃の問題について、この問題の解決なくして漁業問題の解決はあり得ないと思うのですが、この点、まず大臣の明確なる御答弁をお願いしたいと思います。

○赤城国務大臣 日韓の漁業交渉におきまして、何といたしまして一番大きな問題、また日本の立場からいいますならば、いまお話しのように、日本の安全操業ということが不可欠の問題であることは、そのとおりに私も信じております。もともと李ラインというものは、わが国といたしましては認めておられぬ線でございます。しかし、韓国側におきましては、李ラインと称してあそこに線を引いておる。こういう事態に沿つて日韓漁業交渉を進めておられますが、当然、李ラインというものが撤廃されることを前提として、交渉を進めておる次第でございます。でありますので、いまいろいろ問題が懸案のままで会談が進められておりますが、この懸案が解決いたしましたときには、当然李ラインというものは撤廃されなければならぬし、それが残つておる、あるいは国防ラインというふうな形で残つておるといふようなことでは、すべてのいまからの交渉というものは御破算になることも当然でございます。いまのところでは、もちろん、韓国側としても、李ラインの撤廃ということをお前提として、そういう考え方でほかのいろいろな関係を進めておりますから、すでに撤廃をお前提として交渉を進めておると私も信じておりますし、そういうふうに進めることにいた

しております。もしも、いま申し上げましたように、ほかの問題の解決が済んだときに、李ラインあるいはそれにかわるようなものを存置するというようなことでもありますならば、かりにはかのことが妥結しても、交渉は全部御破算、こういうことにせざるを得ない、こう考えております。

○榑崎委員 たいへん確信のあることをお伺いしたわけですが、それならば、私は、日本の態度としてはそうであらうと思ひます。しかし、韓国が、この国防ラインは漁業の問題とは別個の問題であるという観点から、この国防ラインの存置を閣議でも決定しておる。また、せんだつて両国の農相会談が始まりました。その初日の元農林部長のあいさつの中にも、農林大臣お聞きになつておるでしようがいろいろ述べた中で、さらに韓国は海洋上にも国防上の特殊性を考慮に入れる必要があるというあいさつを、十日の日でございますが、なさつておられます。国防上の特殊性を考慮する必要がある、これは韓国の一月十三日閣議決定の国防ライン設置の線に沿つた伏線であらう、私もこのように思ひますが、こうした李ラインの撤廃、あるいは李ラインにかわる国防ラインの設置について、それをやめさせる保障がありましようか。たとえば漁業協定の中に、あるいは漁業協定とは別個の何らかの公文の中に、それを明確にさせるというお考えがあるかどうか、お伺いいたします。

○赤城国務大臣 おのおの国内向けの問題もあるやうであります。交渉をしていると、そういうような感じ方を私も受けます。そこで、初めの日のあいさつ等におきまして、いま御

指摘のようなニュアンスが入つておりました。これは申し上げていいかどうかかわかりませんが、そういうことでありますので、私もその後においても実は確かめてはみております。その内容は申し上げられませんが、確かめてみたところが、詳しくは申し上げませんが、ニュアンス的に言つたように向かうで言つておりました。しかし、国内的にいろいろ問題もありますので、ああいう表現をしたのではないかといふふうに私も考えております。それはいづれといたしまして、もともと認めておらないものでございまして、これは撤廃とかなんとかいつても、認めた前提の上の撤廃ということには言えないわけでありまして、御承知の日ソ関係におきまして、ブルガニン・ラインを引いておつて、漁業交渉が成り立つて、ブルガニン・ラインといふものは当然撤廃された、こういうことでございまして、でありますから、私は、先ほど申し上げましたように、この問題が解決すれば、当然私のほうで認めていない線でございますから撤廃さるべきものだ。しかし、そうでなく、また何か残しておくというやうなことでありますならば、それについてあらためてその点を確認するやうな交換公文といひますか、そういう必要があるうかと思ひます。しかし、いまのところでは、私は、そういうことをせぬでも、漁業関係の交渉が妥結すれば、当然なくなる、こう見ております。もしもまだなくならぬとせぬといふことでありますならば、先ほど言ひましたやうに、交渉全部が白紙に戻つて御破算になる、こういうことにならうかと思ひ

ますので、そういう態度を進めておるわけでありまして。

○榑崎委員 いまの大臣の御答弁を確認したいわけですが、当初一九五二年に李ラインが設定されたときには、あの李承晩宣言というものは、漁族の保護という意味から出されました。それがだんだん性格が変わつていつて、国防的な意味を含めたラインといふふうに性格が変わつてきた。したがつて、今度いま政府が進められておる十海里のほかに、二十八海里、計四十海里の漁場の規制の範囲をきめた場合に、つまり、その漁業ラインが、李承晩ラインと同じように、やがて国防ラインとしての性格を帯びてくるのではなからうか。また、そのような意向を明確に韓国側は示しておる。こういう状態に對して、いま農林大臣は、もしその懸念があれば、何らかの公文の中に、交換公文があるいは別の協定か、何でもけっこうですが、その懸念があれば、これを明確にする必要があるやうという御答弁をいただきました。私も、ぜひその点は、いわゆる協定上、公文上明確に、この李ラインの撤廃なり、新しくつくられるかもしれない国防ラインについては、これを絶対認めない、またつくつてはならない、つくらないといふ、一つの明確な公文上の約束を取りかわしてもらいたい、このように思ひます。農林大臣の御答弁もそう承りましたから、先に進めたいと思ひます。

○赤城国務大臣 これは日韓全体の関係として含まれておると思ひますけれども、私も、私も漁業部門の点だけを交渉したしてしております。でございますから、例を言ひますならば、たとえば中共と日本の民間で漁業協定をいたしましたが、中共と国交が回復してありませんから、政府ではやれませんけれども、そういう意味において、日本と韓国との間の漁業上の問題を解決しておいたほうがよろう、こういう観点から進めておられますので、サンフランシスコ平和条約第四条との関係は、これは全体の日韓交渉の関係の中に包含されて、その部分としての漁業の関係といふこともあらうと思ひますけれども、私も、純然たる漁業関係といふことだけで私の職分として話を進めておる、こういう状態でございます。

○榑崎委員 私が伺ひしておるのは、全体としての日韓間の交渉の一つであるといふこと、これはわかり切つた話です。平和条約第四条との関連は、いかがでしょうかといふことを聞いておるのです。関係があるならある、ないならないと、はつきりこれは出てくる問題だと思ひます。

○赤城国務大臣 第四条は賠償請求権との関係でございますやうか。

○榑崎委員 そうです。

○赤城国務大臣 賠償請求といふ関係は漁業においてはございせん。ただ、私のほうで、あとで話が出るかもしれませんが、拿捕された漁船及び漁民の損害等についての賠償請求権は留保しておりますけれども、向こうからの賠償を漁業によつて云々、こういう関連は持つておりません。

○**崎崎委員** 少し御答弁があいまいであつたようですが、私はこの前の委員会でも明確にしたのですけれども、この漁業交渉は、平和条約第四条そのものとは直接の関係はないと思うのです。また、そういう答弁を池田総理も大平外相もなさつていらつしやる。だから、それは間違ひなからうと思つてです。しかし、私は、せんだつての三月六日の当委員会における質問のときに、漁業交渉で話が進められて漁業協力の点については、請求権問題で論じられている例の民間ベースにおける経済協力一億ドル以上の中含まれるという御見解を聞いたわけですが、それと、以前の委員会において池田総理なり大平外相が平和条約四條とは関係がないと言われたことと矛盾するのではなからうか。なぜならば、第四條における請求権問題の一環として、請求権問題の全体としての解決として、例の有償二億、無償三億、別に民間経済協力一億ドル以上というのがほほ話がきまつた。ところが、その請求権問題の中の民間ベースの協力の中に、漁業協力の分が含まれるとするならば、いわゆる漁業協力が明確にならない限りは、請求権問題は逆に解決しないといふことになりましよう。この関連についていかがでせう。

○**赤城国務大臣** 請求権の問題は、無償三億ドル、有償二億ドル、こういう関係で進めてきておつたと思ひます。その後、請求権の趣旨とは違つて、民間で一億ドル・プラスアルファといふますか、一億ドル以上の民間のコマーシャルベースでの協力はしよ、こういうことを外務大臣のほうからある機会に向うに言つてゐる、こういうことになつてゐます。でございましてから、この漁業協力の問題は、請求権とは切り離して、民間ベースという、カテゴリーでいへば、一億ドル・プラスアルファの範疇の中での協力を民間のコマーシャルベースで民間の人がやる、こういうことで、政府間の協定というよりな形には持つていつておりません。でございましてから、請求権といふにいたしましては関連を持つてゐるのではございまして、向うの漁業を育成して、そして資源の分配を公平にするために協力してやろう、こういうようなこと、それは民間でやるべきことで、政府間の交渉とか、政府間に關係したものでない、こういう進め方でありまして。

○**崎崎委員** 昨年来の外務委員会では、この請求権問題の解決は、無償三億、有償二億と別に民間ベースにおける経済協力というものを政府がお世話をして、全体としてそれが請求権問題の解決になるという答弁を政府はずつと一貫してなさつてきていらつしやいます。切り離してやつていらつしやいません。したがつて、わが党からその積算の基礎はどうかといつても、いまだに出されないでせう。三億、二億の積算の基礎、いわゆる請求権の解決としての積算の基礎は出されてない。つまり、いわゆるどんぶり勘定じゃないですか。この民間ベースの協力を含めて全体としてすることによつて請求権問題は解決したことになるのだという御説明であるし、御答弁です。請求権問題の一環としてこれが論じられてゐる。いまの農林大臣の御答弁は、少しいまだまでの政府の御答弁と違ひようですが、もう一度お答えをお願いしたいと思ひます。

○**赤城国務大臣** 私のほうはいま折衝中でございまして、民間で出す漁業協力の金——貸すわけではございましてから、延べ払い方式で貸すという形にならうと思ひます。これは請求権とは全然別個の金でございまして。ただ、一億ドル・プラスアルファというよりな民間でやる範疇と同じ範疇である。そういう範疇で問題を進めていく。ですから、政府間の有償、無償のものとかそういうものを扱うものじゃない、こういうことを念を押しつつ進めておるわけではございまして。

○**崎崎委員** どうも私は、この点が御答弁が違ひようと思つてゐる。池田総理なりあるいは大平外相の御答弁と違ひようと思つてゐる。この民間協力のことも含めて、請求権問題の一環としての解決だといふ御答弁があつた。これは請求権問題の一環として解釈して、政府は一貫してやつてこられたと思つてゐる。これは大平外相を呼んでみないといふわけでもないけれども、もう一ぺんすみませんが、重ねていまの点をほつきりしてもらいたいと思ひます。そうしない、この前の三月六日の農林大臣の答弁では、請求権問題でやつておる民間ベースの経済協力一億ドル以上の中に含めて、もし漁業協力が解決すれば、それは請求権問題で論じられておる民間ベース一億ドル以上という金の中から支払ふという御答弁をあなたにはなさいました。ト部参事官もそのような御答弁をされた。民間ベースの一億ドル以上というものは、あれは請求権問題解決の一環として取り上げられておるのです。これは政府の答弁が違ひようと思ひますが……。

○**赤城国務大臣** 一億ドル以上の民間で出すというものは、これは政府間の約束というよりも、民間で出すのだから、請求権の關係ではないというふうらに御答弁申し上げたのですが、これが請求権問題として三億ドルの無償、二億ドルの有償、一億ドル・プラスアルファの民間の協力ということであるとするとすれば、私は、この一億ドル・プラスアルファの範疇といふますか、カテゴリーの中に漁業の協力というものは入つてくる。しかし、あくまでも政府間の問題ではなくして、民間のコマーシャルベースの協力である、こういう頭でこの漁業協力の金の問題を進めておるわけではございまして。

○**崎崎委員** もう一点だけ念を押しておきますが、この民間ベースの一億ドル以上というものは、当時、昨年来外務委員会でも明確にしておつた点は、漁業協力を頭に置いての話ではなかつたと思つてゐる。そうじゃないかと思つてゐるのです。したがつて、あれはあくまでも請求権問題の解決の一環として、そういう答弁ですよ。これを全体を含めて請求権問題の解決、第四條の請求権の問題は三億、二億、一億といふことで話がきまれば解決することになるんだという御答弁だつた。したがつて、この漁業交渉が進展するにつれて、この漁業協力問題が浮かび上がり、そしてせんだつての六日の日に、もし話がきまれば、例の請求権の問題で論じられておつた一億ドルの中から払ふのだ、こうなつた。とするならば、これはやはり請求権問題の中の一環に含まれるではありませんか。そうではありませんか。請求権問題の解決の一環の中に含まれるというふうになつてきたのじゃないですか。

○**赤城国務大臣** 外務大臣がそういうことを言つたときは、一億ドル以上という民間ベースの中に漁業協力の金は含んでいなかったと私も思ひます。でございまして、いま漁業の問題で交渉しておるときに、漁業協力の金を向うでほしいといふことでございまして、それはこの前にも御答弁申し上げましたように、一億ドル以上、こういうふうになつておりますから、一億ドル・プラスアルファがございまして、その範疇から漁業協力の金を民間側で協力する、こういうふうらに理解してゐます。

○**崎崎委員** 請求権問題を論じられておつた当時は、民間ベースの協力について、漁業協力の問題は含まれていなかった、そのとおりです。したがつて、その当時言われておつた民間ベースの経済協力というものは、あくまでも請求権問題解決の一環として當時は論じられておる。そしてこの漁業問題が起つて経済協力が起つたから、これはその民間ベースの一億ドル以上の中から支払ふ、こうなつた。そうすると、これは結果的に、この漁業協力といふのは、請求権問題解決の一環としての性格を帯びてくる。これは論理的にそうなるでございまいしやう。どうでせう。

○**赤城国務大臣** 私はそう考へてゐません。請求権解決の問題の一環に結果的になつておりますが、私は、漁業問題は漁業問題として解決したいと考へております。たまたま日韓の国交回復という問題で、漁業の問題が大きく

ように、北朝鮮なら北朝鮮をどういうふう
に扱うかということで、事態が紛糾し
てきますならば、そのときにおいて考
えてはならぬ問題だと思っています。

○**樺崎委員** そうすると、これは近いが先か知りませんが、将来、漁業問題について、日本と韓国と北朝鮮との三國の話し合いは大いにあり得るということですね。

○**赤城国務大臣** そういうこともあろうかと思ひます。

○**樺崎委員** 第三國の規制の問題は明確に考へておかれたいと、この日韓漁業の魚族保存という立場からのせつかくの目標がそこなわれることにならう、規制の意味がなくならう、このように思ひますから、これはひとつ十分検討をしておつていただきたいと思ひます。

次に、二月十日に予算委員会ではわが党の井手委員からも問題を指摘されておりましたし、三月六日の当委員会でも問題を出しておつたのですが、大体本来ならば、まず専管区域をどうするかということが問題になつておる、共同規制区域をやつておるのは少ないのですから、イギリスとノルウェーだつて、あるいはアイスランドだつてそうでしょう。専管水域をまず問題にする、これが私は順序であらうと思ひます。専管水域の問題を片づけていく、井手委員が御指摘なさつたとおりであると私は思ひます。その際、いま領海がはつきりしてありませんが、三海里であつても六海里であつても、それ以外の十二海里までのいわゆるアウター・ゾーンの入りがいは権はある。これは適当な時期にこの問題も考慮に入れて交渉するという御答弁でしたが、いまもその態度は変わりませんか。

○**赤城国務大臣** これは国際慣行でもありますし、あるいは条約等にもそういうことになつておりますので、入り

会権があるということは既定の事実——と言つてはおかしいですが、そういうことでございまして、だんだんに交渉がきまつていくということになりまふならば、その点もはつきりしておかなければならぬ、こう思ひます。

○**樺崎委員** そうしますと、入り会権の問題はいずれ明確にするという態度のようですが、この入り会権の問題は、一九六〇年の第二次ジュネーヴ海洋法會議で問題になりましたいわゆるアメリカ・カナダ案でございます。この入り会権の問題は、当時のアメリカ・カナダ案では、一九五八年一月以前に先立つ五カ年間に実績のあつた国は、この条約がもし成立したら、一九六〇年から一九七〇年までの十年間に入り会権を持つという案であつたと思ひますが、その点は間違ひないでしょうか。

○**赤城国務大臣** そのように聞いております。

○**樺崎委員** そうすると、単にアメリカ・カナダ案でいきますと、これは国際慣行だといふふうになつておるのではありませんが、特定の時期以前五カ年の実績といふことがいわれておりますが、この日韓漁業交渉における過去の実績といふのはどのような形で考へておられますか。入り会権を主張するその根拠はどのように考へておられますか。

○**庄野政府委員** 日韓関係の入りがいは実績の問題でございまして、御承知のように、李ラインを一方的に設定いたしております。このいわゆる李ラインといふものは、国際法上不当なものであり、また国際慣行上認められな

いといふことで、われわれはこれを認めてない立場にあるわけでございますし、そういうもので多少は安全操業等においてゆがめられておるかもしれせんが、なまものとして、われわれは、漁業者が出漁しておるそういう実績を踏まえて考慮する、こういうことに考へております。

○**樺崎委員** お説のとおりであらうと思ひます。それで、この点はあくまでも主張してもらわなければ——国際慣行をあくまでも守つていくということであれば、一九六〇年の第二次ジュネーヴ會議以降の各国の実際の条約の状況は、完全に入り会権を認めた条約を結んでおります。イギリスとノルウェーの漁業条約でもそうです。一九六〇年九月二十八日のイギリス・ノルウェー漁業条約でもそうですし、また一九五九年四月二十七日のイギリス・デンマークの暫定漁業協定においても入り会権を明確に認めております。これは実際に主張していただかないと国際慣行上おもしろくない、このように思ひます。

それで、あと同僚委員の方がおられますので、さらに話を進めたいと思ひますが、拿捕漁船に対する損害賠償の問題であります。これはずつと損害賠償権を留保してこられておるといふ御答弁を政府は絶えずなさつておるわけですが、それで、その損害賠償の問題は、どのような形でどういふ委員会での問題の処理に当たられるのでしょうか。

○**庄野政府委員** 李ラインの侵犯によります不当拿捕に基づきまして、その返還請求とあわせて、それに伴います船体あるいは積載物その他についての損害賠償権を留保して、そのつど抗議

し、また即時釈放というふうなことを申し入れておるわけでありまして、損害賠償権はわれわれのほうもこれから要求する、こういうことになつて、一度船舶小委員会でもそういう話し合いは進めた次第でございます。漁業の本筋の交渉のほうは非常に促進してまゐつておる段階でございますし、その段階においてこの損害賠償請求権を要求する、こういう話を進めてみたい、こういうふうになつておるわけであり

○**樺崎委員** それでは農相會議でこの問題も解決されるわけですか。

○**赤城国務大臣** かりにといひますか、漁業協定がきまつたときには、この問題の解決も当然きめていかなければならぬと思ひます。

○**樺崎委員** それでは、この損害賠償請求の問題が解決しなければ漁業交渉は成立しない、逆にいえば、そのようになりましようか。

○**赤城国務大臣** そうとも申し上げられませんが、全体的な解決で漁業の損害賠償をするといふこともあり得るかと思ひます。しかし、私のほうの漁業の問題におきましてはやはり取り上げて、この解決をはかりたいと思つております。その解決がでなかつた場合には、全体の問題として外務当局等の交渉になるかとも思ひますが、ともかくもそれがきまらなければ漁業交渉がきまらない、これは一つでなく、その問題がきまらなければ全体がきまらないでしよから、全体の日韓の問題といふことについて、何らかの解決をしなければならぬ問題であると思ひます。

○**樺崎委員** その解決の方法ですが、どういふ構想を持っておられますか。ただ解決したいと思つておると言われますが、どういふ方法、構想、考へ方で解決しようと思つていらつしやいますか。具体的にもう少し解決の方法についてお伺ひしたいと思ひます。

○**庄野政府委員** この問題は、損害の算定といふことにいろいろ問題があらうかと存じます。船体なり機関なりのいわゆる漁船自体の問題と、それからそれに付属します漁具といったようなもの、それから当時水産物を上に積んでいた漁獲物の問題、そういう物的な損害、それから不当な拿捕による船主なり船員なりの精神的な問題、それからもう一つ考へ得べき問題として、拿捕されたために操業できなかつたといふ、いわゆる得べかりし利益をどういふふうに算定するのか、そういったいろいろな問題があるわけでございます。またその算定の時期をいつにするかといふようなことについて、各船ごとに非常に違ふかと存じます。こういう問題につきましても、それぞれあれともよく意見の交換はいたしておりますけれども、まだこれを具体的にどうするといふ発表の時期じゃございせんが、そういうことを考へて、この漁業問題を先ほど来大臣が御答弁になつたように何とか解決したい、こういうふうになつております。

○**樺崎委員** もり漁業交渉の先は見えていないでしよから、それをいづれよく検討してというふうなことでいいのですか。そういう御答弁であれば、まじめに——この損害賠償の問題を漁業交渉に含めて解決するといふことで

は、あいまい過ぎやしませんか。まじめにこれを具体的に取上げて解決しようという熱意があるのですか。聞くところによると、今月一ぱいをめどにしてこの漁業交渉を妥結するのだというような速度でやっていたら、いざという段階で、いまのような、いざという段階で、いまの他についてはというように、これは、間に合わないやないですか。どうなんですか、大臣。

○赤城国務大臣 ですから、私は、漁業交渉と漁業の賠償が不可分——これとだけの不可分ではなくて、日韓交渉の全体と不可分の関係である、この私は見えていますから、漁業関係でこの問題を強く推し進めていきますが、もし最終的に、漁業のほかの面が片づいて、損害賠償のほうが残ったというところであるといたしますならば、これは日韓全体の問題としての賠償請求をまたきめていかなければならぬ、こういうふうには私は先ほどから申し上げているわけでございます。でございますから、できるだけ漁業交渉の折衝の中でこの解決をきめていきたい。ほかのものがきまったら、それだけが残るということになりますならば、これは日韓全体として、外交のルートもございいますから、そういうルートでいきたい、こういう方針でいくべきだと考えております。

○榑崎委員 それで、少なくとも担当の大臣として、その解決の方法と申しますか、一応漁業交渉の場で解決されるという以上は、その大体の姿を、どういふ形でこの請求権問題を解決するのだというくらいは構想はお持ちだろうと思うのです。そういう姿もない

じゃ、全然やる熱意がないということと一緒じゃないですか。

○赤城国務大臣 これは漁業関係だけで解決できるかできないかということも、大体おわかりじゃないかと思えます。そういう関係がありますから、漁業交渉は漁業交渉として、この問題を解決すべく最終的には進めていきますけれども、しかし、全体の関係でいろいろな解決の方法ということもあろうかと思えます。でございますので、その具体的関係をいま申し述べる段階ではないと思えますので、その点は御了察願いたいと思えます。

○榑崎委員 私は、この点も再三委員会では御質問をしておるところですが、どうもこの損害賠償請求権について具体的な熱意がないと思う。ただ何とか解決します、しますだけで、全然その方法、構想が出てこない。私は、いまの大臣の御答弁をそのまま信用していいかどうかかわかりませんけれども、しかし、解決すると言われる以上は、時間の関係がありますから、これ以上申し上げませんが、もしこの問題を解決し得なくても、そのうらはらの問題として、日本政府は、損害を受けた漁民に対する損失補償は残るのです。これは残るのです。これは損害賠償が取れなかったから損失補償はあり得ないやないかということにはならぬのです。この損害を受けた漁民に対する損失補償の点は、私は残ると思えます。その点についての大臣のお考えを聞いておきたいと思えます。

○赤城国務大臣 どういうふうなことできまるか別といたしても、そういうものは漁民から見れば残っていると思えます。

○榑崎委員 残っているということとは、政府に責任があるということですね。損失を補償してもらった問題が残っていることは、政府が向こうから損害賠償がもし取れないときには、日本政府が責任を持って損害を受けた関係漁民に対する損失の補償をする、その責任があるということだと思えるのですが、どうでしょうか。

○赤城国務大臣 政府にその損害の責任はございせんけれども、賠償が取れないというふうな場合には、漁民のほうからは政府に対して請求するということが相なるうと思えます。そういうふうな筋道になると思えます。

○榑崎委員 いまの御答弁は、その関係漁民が政府に請求するということが残るとおっしゃるのですか。そうですか。

○赤城国務大臣 そういうふうに相なるだろうと思えます。

○榑崎委員 では、そういうことに相なった場合には、日本政府はどのような態度で臨まれますか。

○赤城国務大臣 それはいろいろ、御承知のように、拿捕漁船につきましての問題の解決等も——去年でしたか、こととしていたか、ありました保険に入っていない漁船の問題、そういう問題がありますから、そういう場合がありまますならば、これは慎重に検討することにはいたしたいと思えます。

この区域は自主規制ということが言われておりますが、その点はどういうようになっておりますか。

○赤城国務大臣 自主規制ということと話を進めております。

○榑崎委員 自主規制の内容についてはどういふことを考えておられますか。

○庄野政府委員 大臣からお答えがありましたように、共同規制区域という海域と、それから自主規制を主とする海域、こういうふうな、いろいろ専門家会議等も通じて話が進んでおるわけでございますが、いわゆる自主規制区域というところは、相互の政府の責任において出漁隻数なり規制措置をとる、こういうことで、それを中心にして相互に資源状況あるいは操業の込み合う状況、そういうものを見ながら、両国政府の責任において自主的に規制する、そういうことを主とする海域でございまして。

○榑崎委員 そんなばかな話がありますか。専管水域のほかに、ああいふ大きな全面的な共同規制水域、二十八海里というふうな共同規制水域を合計すると、四十海里規制を受ける。そのほかに、特に零細漁民にとつて関係のある区域で、自主規制をやるなどということはもつてのほかです。どういふ範囲のあれを考えていらっしゃるのですか。もう少し私は内容についてお伺いしたい。これは大へんな問題だと思ふ。一番零細な漁民と関連のある水域です。

うことでございまして、御指摘のようなことはなかりと思えます。

○赤城国務大臣 ちょっと御説明申し上げますが、いまの御質問だと、共同規制区域よりも広い範囲で、どこからどこまで自主規制にするというふうな御質問であつたやうでございまして、その範囲というものは、他地域、たとえばA区域ならA区域におきまして、規制区域として設けられると同じような範囲内でございます。ですから、広大な地域において、こういうことでございまして。

○榑崎委員 それが具体的に広大でなくとも、関係漁民にとつてはたいへんな問題だと思ふのです。そうしてこの共同規制水域の広さについても、あるいは自主規制の問題についても、これはほんとうに他の日本の直面している国際漁業の問題と非常に関連のある問題です。私は、今度の日韓漁業交渉でいま進められておる内容は、これは関係漁民からすると、非常に譲歩した、あるいは生活を脅かされる問題に關係があると思ふのです。

私はこれで終わりたいと思ふすけれども、当初農林大臣がたびたびこの委員会で行われておりますように、どうかひとつ国際慣行を守って、ほんとうに公平の原則に立つて、特に零細漁民の立場も考へて、交渉を進めて一歩も退かない、もしそれが受け入れられないならば、この漁業交渉はもう決裂だという決意で臨んでもらいたい。このような点を要望しまして——なお問題が幾らか残っております。外務大臣も来ていただいて答弁をお願いしなければ、食い違つている点もあつたので、これらはいずれ委員長のもとで善

旭をしていただきたいというのを要望しまして、質問を終わります。

○高見委員長 井手以誠君。

○井手委員 農林大臣に四点についてお伺いしたいと思ひます。あるいは重複するかもしれませんが、その点はお許しをいただきます。

第一にお伺いしたいのは、李ラインの撤廃が前提であるという再三の言明ですが、もし話が妥結して、なお撤廃をしないときにはどうなるのですか。調印後の場合はどうなるか。向こうがするくかまえて、批准をしたあとでも依然として李ラインが存続する場合にはどうなるのか。その場合には協定は破棄ということになりますか。その点ををはつきりしておいていただきたいと思ひます。

○赤城国務大臣 独立国でございますから、破棄といふは、約束を破つて李ラインをまた復活するということにはあり得ないと思ひますけれども、しかし、今度の交渉の一番の重点は、李ラインの撤廃ということがわがほうとしては一番大きな問題でございます。たびたび申し上げますように、これは私のほうでは認めていない線でございます。まして、交渉する以上は、その結果において当然撤廃するということになければなりません。でございますから、あるいは調印したあと等におきまして、そういうものを置くということになれば、これはその交渉は全部御破算、元に戻っていくという事は、当然わがほうのとるべき態度だと思ひます。

○井手委員 調印後に依然として李ラインが存続しておる事態であれば、それは取り消しになる、それはわかりました。批准後の場合は破棄なさるわけですか。

○赤城国務大臣 外交慣例というものは、私はよく承知しておりますが、批准後に効力が発生すると思ひますから、いまの場合、調印後というよりも、批准後という問題になると思ひますが、批准後というものを設定するということがなければ、これは新たにまた破棄すべく交渉をするということに相なるのではないかと私は思ひます。外交的な手續等を私はよく存じませんが、もしもそういうことになった場合は、いま申し上げたようなことになる、こう思ひます。

○井手委員 赤城さん、思ひますでは困ります。きわめて重大なこの問題の協定にあつて、あいまいではないけれども、李ラインの撤廃がほかにされて、依然として存続される場合にはどうなるかということについては、明確な答弁をしてもらわなければ困るのです。批准後に依然として李ラインが存続した場合は、この条約は破棄なさるつもりでありますか。

○赤城国務大臣 そういふ予想で申し上げることはどうかと思ひます。大体いままでの国際慣行でも、条約ができるときには、条約を尊重するのが両国の態度だと思ひます。戦争にでもなる場合は、条約は破棄、こういう事態はありますけれども、条約をきめて批准しているという事は、あまり例を聞きません。そういうことがあれば、当然それは破棄するといふ形にならうと思ひますが、これは重大な国際的な問題

にならうかと思ひますが、そういうことになると思ひます。

○井手委員 それでは続いてお伺いいたしますが、李ラインでない国防ラインとして、名前だけ変わったものが生れた場合にはどうなるのですか。これをお伺いしておきたいと思ひます。

○赤城国務大臣 先ほど橋崎さんの話の中で私も申し上げようと思つたのですが、李ラインといふものは、向こうからいへば、初めは国防ラインであり、マッカーサーラインであり、それが李ラインになり、それが漁業の關係の線になりました。ですから、名目は何であつても、新しく条約をつくらうという場合には、それと相反するようにな、李ラインみたような国防ラインといふようなものができることは承認できません。

○井手委員 なぜ私が冒頭に申し上げているかといふと、先般の予算委員会でもちよつと触れておきましたが、そのことは韓国政府から明らかにされてゐるからであります。そしてまた、議会で答弁されてゐるからであります。日本との間には、李ラインについては、この協定は明文としない、しかし、国防ラインについては、日本は文句を言わないといふ意味の言明があるからであります。もし、国防ラインといふものが、名前を変えて、依然として李ラインと同じものとして存続するといふことになりましたと、いま申し上げたように、長い間のわれわれの悲願といふものがほごにされてしまふからです。公海における安全操業ができなからであります。私はこの点に非常に懸念を持っております。しかし、ただいま李ラインまたは国防ラインとい

うものについては断じて認めない、調印後もそういうことがあれば、その協定の調印は取り消す、批准後であればこれは破棄される、こういう言明がおりますから、なおその点については別の機会に譲ることにいたしましたと思ひます。

次に、大臣にお伺いいたしますが、新聞の報道によりますと、大臣は妥結をさせられるという意味ではないでしようけれども、事態を開閉されるために、いわゆる赤城案なるものを出された。それはむしろ直線基線といふものを避けて、ともかくある程度の漁場が確保できればという、いわゆる漁場確保第一主義で一応協定を結ばうとした上で、あらためて直線基線の協定を結ばうという案を出されたと思ひます。お伺いいたしますか。

○赤城国務大臣 直線基線あるいは低潮線からのほうが方、こういうものを無視して、それをたな上げにして、漁場の確保さえできればいいんだ、こういうようなことで案を進めておるようなことは全然ございません。国際慣行に沿うた直線基線の引き方、あるいはまた低潮線からのほうが方、こういうものによつてこの問題が、向こうの主張はまた別な強い主張がありますから、それとは違ふ意味において、また私どもの慣行に沿うてのものでいけるといふことなら、それはどんなものだらうかといふような試案は考へてはみていますが、いまのところは、私のほうの線の引き方と向こうの線の引き

方と遠く食い違つておりますので、まだその案の中まで入るといふような段階ではございません。

○井手委員 はつきりいたしません。が、この際確かめておきたいのは、わずかしいところの直線基線の協定は一時たな上げにして、いわゆる赤城案なるものを出したといふことはないといいわけですか。直線基線を引いた上で協定を結ぶという、いわゆる国際慣行を尊重した既定方針で、原則でやりになるつもりでございしますか、その点はいかがでございしますか。

○赤城国務大臣 これは御承知のように、専管水域といふものは、その沿岸国で宣言すればできることでございしますけれども、しかし、それだと紛争が起きます。そういうことで、これは兩國で話し合ふといふような慣行になつておると思ひます。その慣行が、いわゆる国際慣行としてできているものがございますから、その線に沿うて水域をきめていく、こういう方針でおるわけでございます。

○井手委員 あなたのおっしゃると、新聞に報道されておるものと、たいへんな違いがございします。もちろん、新聞がすべての真実を伝えておるとは私は考へておりません。しかし、火のないところに煙が立つたためしはございしません。確かに、何らか、わずかしい直線基線の協定は一時たな上げにして、そしていわゆる漁場確保、これを中心にして協定を結ばうという、それに近い赤城案といふものが出されたことが私はあると思ひます。しかし、ないとおっしゃるならば、それでもいいです。しかし、私は特にこの際赤城さんに申し上げておきたいのは、今度の

漁業協定で一番大事なことは、直線基線をきめることです。これが根本です。これがむずかしいからといって、妙な試案を出されては困る、安易な態度に出られては困るのです。この一番むずかしい問題を解決することこそ、この日韓の漁業問題ではございませぬか。これはあとで共同委員会を設けてよく研究の上で、あらためて協定しようなどということは、断じて許されませぬ。これは私は強く申し上げておきます。直線基線というものは、国際慣行というものである。日本の主張と韓国の主張と違う場合にどうするかについて、われわれはお互いに自分の主張ばかり言えない場合もあるでしょう。しかし、国際慣行という、ジュネーブ協定、国際海洋会議における基準があるわけですから、基準に従うというものは、そうむずかしいことではないはずで、なぜその基準に従っておやりなさらぬか、私はこう言いたいのです。

そこで、私は順次に聞いてまいりますが、直線基線を引く場合の基礎となるいわゆる内水を、赤城さんはどうお考えになっておるか。内水というものは、これは領土と同じである。湖沼、湾内、河川、こういうものは、領土と同じ強い支配権があることはもう申し上げるまでもないのです。その内水というのは、直線基線以内の区域でありますから、これは領土と同じ。領土と同じ内水であるならば、その線の引き方というものはおのずからきまつてこなくちゃなりません。そんな沿岸から何海里も十何海里も先のところに直線基線を引くということはあり得ないはずです。だから、まずお伺いいたします

が、内水についての日本政府の解釈を承っております。

○赤城国務大臣 内水はいまお説のとおりで、別に解釈は変わっておりません。それをどのくらいの距離が慣行であるかということでございます。すなわち、水産庁長官から答弁いたします。○庄野政府委員 専管水域をはかる基線の問題としては、御指摘のように、低潮線というのが原則で、非常に島が多いとか、あるいは陥入した湾曲が多い地形だとか、そういうところは、例外として直線基線を引いてもよろしい、ただし、本土の一般方向に沿い、また島についても本土にできるだけ近いところの島を基準にして直線基線を引くというのが、いわゆる領海及び接続水域に関する条約の基本になっておるわけでございます。その直線基線の内側は、先ほど御指摘のように内水ということになるわけでありまして、その内水はまた領海と違う性格のものであろうというふうに考えます。直線基線は国際先例、これは先ほどここで問題になりましたように、英国とノルウェー、英国とアイスランドとか、そういうところの先例がございます。そういう国際先例等に準じて処理していきたい、こういうふうに考えているわけでございます。

○井手委員 一九五八年の領海及び接続水域に関する条約、この条約で、まず至近の水域内に沿岸に沿って一連の島がある場合においては、ということになっておる。一つの条件です。至近の水域でございませぬ。至近の水域とは、これは辞書をひもどくまでもございませぬ。目測で人家が見える程度というものが、一番詳しい字源に載っている。島の影が見える程度ではございませぬ。人家が見える至近の距離という、一番近い距離である。字引きを引いてごらんない。それから沿岸の一般的な方向、本土と密接な関係のあるところ——これは条約です。慣行じゃない、これは国際条約です。だから、新聞に報道されておるような日本側の直線基線の引き方にも間違いがある。赤城さん、あなた交渉の責任者ですから、よく聞いておいてください。五海里先に島があり、さらに十海里先に島がある、その向こう十一海里先に島があるような朝鮮海峡、済州島と南朝鮮の關係、韓国の關係、その直線基線の引き方が、日本側の引き方にも私は誤りがあると思う。そのいわゆる直線基線を引いた内側は全部内水です。領土と同じ支配権を持つておるのです。その支配権を持つておる内水というのは、きわめて狭い範囲でなくちゃなりません。私は、きょうは念のために地図まで持ってきました。これは一番詳細な地図です。日本のあなたの方の引いておられる、主張なさつておられる直線基線の引き方にも誤りがある。そんなに広い範囲に内水があるはずはございませぬ。まず、内水からもう一ぺんお伺いします。

○赤城国務大臣 日本の線の引き方は間違つていないと思ひます。やっぱり島が相当あつてふくそうしておきますから、その島がたぐさんあるところから、やっぱり大陸というか、本土の形状に沿つたように引くのが慣行でございませぬ。島もその島の領土でございませぬ。ですから、そんなに遠く離れて私のほうで引いた案は持つておつたことではないのです。ですから、私どもの案は非常に適当な案で、向こうの案は非常にどうも納得できない案だ。その中は内水になるといふことは、御指摘のとおりであります。そういうことも勘案して、私のほうの案は、線の引き方は非常によく引いてあると思ひます。

○井手委員 私が申し上げているのは、同じ日本の立場から、国際慣行に沿つた主張として、高級専門會議における責任者のあなたを私は激励しているのです。誤解せぬように、ひとつ率直に聞いていただきたい。沿岸に沿つて至近距離にあり、しかも本土と密接な関係にある限られた地域の線に沿つてやつたのが直線基線の引き方です。島が点々として五海里先、十海里先にある。それを全部含めて直線基線を引こうという日本側の主張に、私は誤りがあると思う。そういう広い範囲にどうして内水として領土と同じ支配権を持たせなければならぬのですか。あなたのほうは、内水というのは、うんと奥深く入り江になつたとか、あるいはほんとうの至近距離、目の前に島が点々として、そういう場合には、島から島へ線を引くということであつて、朝鮮海峡、済州島と南朝鮮との間にあるような、五海里先、十海里先に点々とする島、それを弧を描いてあなたのほうは引いておるようですけれども、そういう直線基線の引き方はないはずで、これは大きな地図をもつて示さなくてはなりませんから、後日なお十分機會があると思ひます。私も御説明申し上げるし、あなたのほうの意見も聞きたいと思つております。いま新聞で報道されておるような直線基線の引き方は誤りだ。それはど膨大な海域にわたつて内水という支配権を認めるわけにはまいりませぬ。私は日本の場合も考へて申し上げているのです。それでは次にお伺いしますが、領海は幾らとして交渉なさつておりますか。

○赤城国務大臣 まだ領海の交渉はいたしておりませぬ。日本では三海里、こういうふうになつております。御承知のように、ソ連等は十二海里、一般慣行としては六海里の中のほうを領海というふうになつておるようでございますが、まだその点についての話し合ひまでにはいたっておりませぬ。

うに、ソ連は十二海里説、こういうこととて、各国がそれぞれ主権に基づいて宣言することになっております。

それから、大臣からお答えがございまして、この漁業に関する専管水域でございまして、ここにおいて沿岸国の優先権が認められる、こういうのがフィッシング・ゾーン、こういうことでございまして、李ラインの撤廃に伴います解決策として、漁業専管水域というところで話が進んでいるわけでございます。その基線は、御指摘のように、領海をはかる基線と専管水域をはかる基線は一致すべきものと思ひますが、その中において領海はどうなるかというようなことは、今後の問題といたしまして、取り締まり権なり裁判管轄権なりは、今後協定の段階において問題になってくると思ひます。そういう段階でまた話し合いがされたいと思ひますが、いまの段階においては、いわゆる漁業専管水域をどういふ方について、話し合いが進められているところでございまして、先ほども御指摘のありましたように、漁業専管水域をはかる基線の問題については、日本としては、御指摘の御波動のように、やはり国際先例なりに準じて、それ以内においてやっていくという態度をとっております。

○井手委員 いま長官は、大臣もそうでしたが、領海は三海里だとおっしゃる。そうしますと、その点は、政府としてもいまだ少しはつきりしておいてもらいたい。従来日本の主張は三海里で

あった。しかし、いわゆる一九六一年でございまして、ジュネーブにおいて、大多数の国は六海里プラス六海里、領海は六海里、その外側の六海里が専管水域である。その辺を、少しあちらこちらでこんがらかっているようでは、はつきりしておいてもらいたい。いつまでもあなたのほうは三海里で主張なさるか、六海里やむを得ないという態度を持っておられるのか。もし三海里が絶対に正しいならば、その外側の専管水域というのは六海里でいいんじゃないですか。合わせれば、その外側の専管水域というのは六海里でいいんじゃないですか。十二海里を越えてはならぬとあるのだから、絶対に十二海里にしなければならぬというわけはございしません。その辺ははつきりしておいてもらいたい。三海里が正しいのですか。正しいならば、あなたのほうの十二海里は誤りで、九海里にしない。

○赤城国務大臣 日本では三海里を領海として宣言しております。ですが、ほかの国の領海はほかの国で定めることとす。宣言することでありまして。私は、韓国の領海を幾らにしろというようなことは言えないと思ひます。しかし、専管区域を設けようということと、領海ということとはこれは不合理です。でございまして、私は、日本において三海里ということは、人の国でございましてから主張いたしませんけれども、大体基線がまだきまらなないので、領海の線までは話しておきませんけれども、私は、韓国としては六海里を領海とするという気持ちであらうかというふうに思っております。しかし、これはその国がきめることでございまして、私のほうで干渉することとてございせんが、きめたものをこつちで聞いて、それによつて専管区域のインナー、アウターということがきまることになるわけでありまして。

○井手委員 それは困る。それはけしからぬですよ。それは取り消してもらわなければいかぬ。領海は韓国がきめる問題だから、日本は関与できないとおっしゃる。そんなばかな話ほどにございまして。韓国もあのジュネーブの修正案には賛成したじやございせんか。アメリカ、カナダに賛成したことがあるじやございせんか。韓国が領海を三海里にきめる、六海里にする、九海里にする、それは日本の場合にも非常に関係があるのですよ。入り会い権の問題が出てまいりますよ。領海は向こうがきめるのだから幾らでもいいたいような、そんなばかなことはありせんよ。取り消してください。

○赤城国務大臣 私のことは正しいと思ひます。ソ連は十二海里にしたから、ソ連の十二海里はけしからぬ、そういうことを言つてみたつて、これは話にならぬと思ひます。やっぱり領海は韓国がきめるべきことです。しかし、漁業協定で専管区域というものは十二海里という条約に従つてやつていまして、十二海里全部を領海だといふようなことは、そういうことを言つても、これに対しては、漁業協定の関係上不合理だ。そういうことはあり得ない。これについては抗議を申し込みたいと思ひます。しかし、六海里以内においてはきめるというにつぎましては、韓国もこの条約に賛成しておるのですから、条約は批准していません

が、これは向こうできめることで、それを基線として、いろいろ専管区域等の問題も考へていく、それが筋じやございせんか。

○井手委員 あなたは、何海里できめようかと日本は関与できない、こうおっしゃるから、申し上げたのです。六海里以内であれば、六海里であらうと三海里であらうと、それはきまらぬのです。それをあなたの先刻のお話では、九海里になつても日本は関与できない、十二海里以内であればしようがない、というような答弁であるから、申し上げたのです。日本は大いに関係があるのです。それは赤城さん、そういう一番大事な順序を踏んで交渉なさるのですか、どうですか。共同規制区域という最後の問題をまずおきめなさうという順序ですか。違つたことをおやりになるつもりですか。やむを得ないからそうなさうとするつもりですか。やはり順序というものはちゃんとあるはずですよ。まず、直線基線のきめ方から出発して、そして領海、専管区域、これを順次にきめていかなければ、話はさばけないはずですよ。どうですか。

○赤城国務大臣 それはそのとおりです。ですから、まだ専管区域をきめるその基線がきまつていないのです。しかし、交渉ですから、いろいろ話の途中で出ますし、一体共同規制区域内の隻数はどれくらいにしたものだらうかと、いろいろな話も出ますし、漁業協力の民間ベースはどれくらい出してもらえるだらうかという話も出ます。しかし、御承知のように、基線がきまらなければ、その先はきまりません。ですから、いま基線のきめ方の点において

で、まだ話が非常にかけ離れておるようになつたところとてございまして、いろいろ話題は出ますが、それからきめていかなければきまつていけません。御説のとおりです。

○井手委員 この答弁は一応筋が通つておるけれども、新聞の報道ではそうではないのです。だから、念を押してお伺いしておきますが、それではまず正式の交渉は、直線基線をいかに引くべきかをきめて、その次に領海をきめて、その次に専管区域をきめていく、こういう順序でおきめになりますか。したがつて、この漁業協定では、いかなる場所においても直線基線をたな上げにするようなことは絶対にないことを理解してよろしいかどうか。その点を確かめておきたいと思ひます。

○赤城国務大臣 国際慣行に従つてやつていきます。それから順序といたしまして、そういう順序でやつていくべきであり、それでなければきまつていきませんけれども、話の中ではいろいろ出することは出ます。ですから、全体としてきまるときにはきまる、こういうことになると思ひます。

○井手委員 念を押しておきたいと思ひますが、直線基線をたな上げにするようなことは絶対にございせんか。

○赤城国務大臣 たな上げという意味がちょっと了解できませんけれども、国際慣行に従えば、直線基線というものを引いて、専管区域とか、そういうものをきめていかなければならぬ、そういう進め方をしております。

○井手委員 これは失礼になるかもしれませんが、いまの御答弁に間違ひございせんか。直線基線を必ず引いてからやるということ、必ず協

定には直線基線は引くということ、後日にこれを譲るようなことはしないということ、それは間違いございません。

○赤城国務大臣 そういふ方針で交渉してあります。私だけできるわけではございませんから、そのとおりにいかうかどうかはまた別といたしまして、私の方針ではその線を進めておるわけでありませう。

○井手委員 農林大臣の交渉ではたまたまのとおりでございますね。外務大臣がきめる場合、これはあなたに御返事できないでしよう。しかし、いやしくも農林大臣が折衝の任に当たり、あるいは同席しておた場合には、いまのお話は間違いございませんね。

○赤城国務大臣 その方針で交渉を進めております。

○井手委員 きよりのところは信頼申し上げておきます。

これはちよつと先の問題になります。新聞の報道によりますと、いままでも本委員会ではいろいろ論議されたと思いますが、農林大臣の許可の以西底びきなどの隻数、これが何らか減らされる、幾らかこちらが譲歩したとか、もつと譲歩しろとかいふ話があるようです。この点少しお伺いしたいのです。まず聞きたいのは、日本が今日まで許した隻数というのは、これは当然漁業法に基づいて、水産動物物の繁殖保護、または漁業調整のために許可制がしかれておる、こういう意味で、いままであるのは五百そうといふ、あるいは何百そうといふものが許可されたわけでございますね。

〔委員長退席、小山（長）委員長代理着席〕

○庄野政府委員 大臣許可の漁業、これを指定漁業と言っておりますが、それと、府県知事の許可する漁業、それから自由漁業になっておるもの、これは漁業法によつてそういうことになっております。それで、大臣指定の許可漁業につきましては、資源の状況、操業の漁場の広さ、そういったものを勘案し、また経営の面も勘案して、大臣許可隻数というものをきめる、それは公示して、その中から適正な資格要件を備えたものを許可する、こういうことになっております。

○井手委員 それでは、水産資源を考えた、きわめて適正な許可であると理解してよろしうございますね、大臣。

○赤城国務大臣 もちろんそうでございます。

○井手委員 そりういたしますと、水産動物物の繁殖保護、または漁業調整を考えた入漁隻数であるとするならば、またその漁場が公海であるとするならば、公海でございますから、いわゆるその海域において日本の出漁隻数を減らさねばならぬ理屈はどこにもないわけですね。いままで、たとえば以西底びき網は何艘である、アジ、サバは何隻であるというその隻数は、正しい許可隻数である、全般を考えた、公海における魚族保存の立場から見た正しい隻数であるとすれば、それを減らさなくてはならぬ理屈はどこにもないわけですね。大臣、そうでしょう。間違いないはずですが……

○赤城国務大臣 現状のままではそうでございます。ただ、もう御承知のはずでございますが、一定区域を設けて、そこで共同で資源のあれというこ

とになつて、日本だけが入つていくというのでありますならば、いままでのとおりでございますが、向こうも一緒に入つていくことになりまして、共同で資源を保存するといふような場合があると思ひます。しかし、大

体、いま、日本と韓国との具体的問題では、向こうが非常に少ないのでございませう。だから、日本の実績に近づけていきたいと思います。そこへ入つていっても、資源をそこなうといふようなことは私はないという見方でございますので、その場所をきめた場合に、そこに実績を持つていく隻数を標準として主張してゐるわけ

です。向こうは向こうの標準だけで主張してあります。そこに食い違ひをしておりませう。そこまで言つても御質問の範囲外でございますけれども、そういうようなことで、隻数の話をしておるということでございます。

○井手委員 赤城さん、これは非常に大事な問題ですから、あとでしようがなかったとかいふことをおっしゃつてもらつては困るのです。以西底びき網は何艘でしたかね。八百そうでしたか。

○庄野政府委員 七百九十六。

○井手委員 七百九十六そうというの、済州島の東と西だけで操業するものではございませんね。向こうも今日までいいわゆるいい漁場だといわれておる済州島の東と西には出漁しておつたはずですよ。そういうことを頭に入れた、適正な農林大臣の許可を与えておる以西底びき網あるいはアジ、サバの漁業、こういつたものでございませうば、新聞で伝えられておるようによ

やろうとか、三百五十そうを二百七十そうにまけてやろうといふことはあり得ないわけですね。全然そういうことはあつてはならないとおつしやつたが、間違ひないですか。

○赤城国務大臣 それは違ひのです。私、さつき答弁したのは、そういう共同規制区域というものを設けない場合にはいまのままなんです。しかし、設けた場合には、そこにおいてどれくら

いにするかというところは、両方でそこへ入るべき隻数をきめなければなりませんから、その場合に、共同で資源を保存するといふ観点からすれば、これはこつちばかり全部実績そのまゝ——たとえば七百九十六が以西底びきの許可数ですが、そのうち、三百隻がA区域とかりに稱してありますが、そこへ向こうも出てきます。こういうような関係でございませうから、区域を設けた場合には、共同のやはり資源保存という観点を持たなければなりません、それにいたしまして、私もいまの実績に近いものでなければならぬ、そういう形できめていく、こういうことでございませうから、共同に規制しようといふ話し合いができれば、実績そのもので全部こつちだけの漁場だといふわけにはまいらぬと思ひます。でございますから、現実そのものよりは幾ぶん減り

ますが、実績に近いもので話し合いをしなければならぬ、こういうふうにしておられます。

○井手委員 少し話がおかしいのです。いままでは韓国側の漁船も入つておつた海域、日本の場合は、東シナ海まで広い範囲において、以西底びきあるいはアジ、サバ一本釣り、そういうものをやつておるのに適正な許可をし

ておる。農林大臣や都道府県知事が許可しておるものに、何で隻数を減らさなければならぬ理屈がございませうか。もし減らさなければならぬというならば、いままでは大臣の許可を乱発しておつたのですか。そんなことはあり得ないはずだと思ひます。水産行政は非常に大事だけれども、これは日韓漁業協定で、第三国にも非常に関係が深い。もしここで一歩日本が妙な譲歩をいたしましたならば、その影響というものは、重大なものがあるのです。あの漁場はいかからあ部分の少しだけい取れば、あとは国際慣行を曲げてしまつた、たいていへんなんです。いままでは適正な農林大臣の許可を与えた出漁隻数ではありませうか。韓国も出漁しておるものじゃございませうか。本来ならば、公海においては漁業は自由なはずですよ。それに魚族保存を考えると、以西底びき網は七百九十六そう許しておる。それを減らさなければならぬ理屈がどこにございませうか。向こうもいままで入つてきておつたじゃございませうか。それを聞いておるので

○庄野政府委員 大臣からお答えになりましたところを補足して御説明申し上げますと、以西の底びきは、御承知のように、百二十八度三十分以西の東海公海における漁場を操業区域とする底びきでございますが、七百九十六が大臣が許可した隻数でございます。これが東海公海の広い海面で操業するわけでございます。大臣がお答えになりましたのは、今度日韓交渉で問題になつております規制海域は、東海公

海のうちの一部で、韓国のいわゆる西岸、南岸寄りの一部の海域でございます。そこに入っておる操業実績を持っておるものは七百九十六隻のうちに、A区域といいますが、そこを主漁場としておるものが一部あるわけですが、そういう一部のものについては、いわゆる許可数をどうするということではなしに、共同規制で出漁して操業する規制数は、その大臣許可隻数のうちの一部分になるわけでございます。それを日本と韓国とで共同規制でいく、こういう話し合いでございます。大臣の許可隻数を云々する、こういう問題ではない。許可隻数のうちで、この規制区域に主たる操業実績を持つておる隻数において、お互いに話し合いをしていく、こういうことでございます。

○井手委員 これは非常に大きな問題がたくさんございます。これは将来の問題ですが、自由漁業のものがあるはずで、自由漁業のものについて、よく考えなければならぬ。これは零細漁民の立場から聞いて置かなくてはならない。対馬周辺におけるいわゆるB区域ですか、共同規制区域内における自由漁業が許可制になるおそれはないのか。それはないとおっしゃればそれでいいのです。それはいいのですか。

○庄野政府委員 自由漁業といふものを許可制にする、そういう考えはございません。

○井手委員 そういう話し合いはない。考えもない。公海においては、指定漁業あるいは都道府県知事の許可によるもの、いわゆる許可制のものですね、それ以外の自由に出漁できるもの

については、これを規制しようというお考えは全然ない、こういうことですね。

○庄野政府委員 誤解があつてはなりませんが、国内措置として、大臣指定の許可漁業、それから都道府県知事の許可漁業、そのほか自由漁業があるわけですが、この自由漁業を国内措置としてどうするかという御質問でございます。自由漁業としてわれわれは考えておるわけですが、B区域における問題として処理する場合には、自主規制という問題の対象の一部になる場合があるかと思ひます。

○井手委員 それがあると思うから、お伺いしておるのです。なぜ自主規制をしなくてはならないか。いままでは自由に出漁できておつたものが、なぜ自主規制をしなくてはならないか。いままでは魚族保存の立場から自由に出漁できたものが、なぜ今度はいままでの許可を受けなければならぬのか、これがいわゆる締め出しを受けなければならぬのかということになる。たとへばいままで一本釣りが一千五百艘行つておつた。

（小山（長）委員長代理退席、委員長着席）

それがあつた程度に押えられるということが出てくるわけですが、それはどうしてそういうような制限を受けなければならぬのか。いままでは魚族保存の立場から自由に出たはずのものが、今後は何らかの規制を受けるということとは、これはわれわれは納得できないわけですが。

○庄野政府委員 いま問題になつておる問題は、対馬と釜山の周辺の海域の問題と存じます。それで、御承知の

ように、対馬には沿岸漁業が相当ございまして、また対馬周辺には西日本あたりからある程度の漁船が出漁してゐる、こういうことでございまして。その中には、知事許可の分もあるし、あるいは自由漁業のいわゆる五トン以下の沿岸漁業もある。こういうことでございまして、御承知のように、あの釜山と対馬の周辺の海域というのは、非常に狭い海域でございまして、両国の沿岸漁船といふのが相当入り会つて操業している区域でございまして、それで、いまやはり李ラインがありますけれども、警備の隙間を縫ひながら、沿岸漁業が対馬の北部なり西部なりに危険をおかして操業している。そういう操業実績でございまして、いま言ひましたように、両国の沿岸漁業が相当入り会つてゐる区域、こういうことになつております。漁業調整上の問題といたしまして、これは日本の国内でも、県と県の間にも、資源の問題と漁業調整の問題で入り会ひ漁区といふのがございまして、そういうようなことと同じような考えで、やはり混乱を生じないよう、紛争を生じないよう、漁業秩序を守るといふ必要があるわけでございます。そういうことで、お互いに現状の操業実績を尊重して自主的に規制していこう、こういうことでございまして。規制の責任は当然お互いにあるわけでございます。両国の責任においてお互いに秩序維持のために規制しよう、こういうことでござい

ます。

○井手委員 ただいま申し上げたように、いままでは自由漁業ができた。自由出漁ができた。それは魚族保存の立場から差しかえなかつたからで

きたわけですが。それを協定によつて規制を受けなくてはならぬということ、私どもは賛成できません。

そこで、大臣にお伺ひいたしますが、あなたの方で言われておる、いわゆるA区域とかB区域とかいふものを総合いたしますと、十二海里プラス二十八海里の四十海里の線に共同規制区域を設けるといふこと、この四十海里という根拠をひとつ大臣から直接聞きたい。四十海里といふのは、なぜできたのか。四十海里にしないではならぬ理屈はどこにあるのか。どうも不思議なことは、四十海里といふのは、向こうの言う国防ラインに該当するやうです。李ラインとほとんど変わらな

い。幾らか違ふところもありますが、そこにとりあえず今度の協定のみがあるやうな気がいたしますので、お伺ひいたします。なぜ三十海里でいいののか、あるいは五十海里にしないののか。どうして四十海里、向こうの主張のところにしようとなさるのか。

○赤城国務大臣 前に申し上げておきますが、四十海里といふのは、李ラインよりずっと内に入つてゐます。それから、なぜ四十海里と十二海里の間を規制区域にしなければならぬのか。四十海里といふ根拠はどこにあるのか。二十海里でもいいじゃないか、五十海里でもいいじゃないか。根拠はありますか。根拠はないのです。初め、ういゝきさつでございます。初め、この交渉が始まるに、専管区域を向こうは四十海里といふ主張をいたしました。しかし、専管区域は、私どもは線からはかつて十二海里が国際慣行だ、こういうことで四十海里説の主張をつづしてしまつたと申しますか、そ

して十二海里ということにいたしました。そういう関係で四十海里、すなわち、専管水域の十二海里、それと二十海里の程度を規制の区域にしよう、こういうことでございまして。これはソ連との関係でも、あるいは中東との民間協定でも、何十里にしたらからといつて、別に深い根拠はありません。しかし、いささつ、その程度の中において共同で魚族の資源の維持をしていく、こういう考え方で進めてきたのであります。国際的とか、あるいは根拠といふものは持つておりませんが、そういういささつでございます。

○井手委員 向こうが四十海里を持つてまいりましたのは、大体李ラインに近い線が四十海里である。これを守ろうといふので、四十海里を持ち出したわけですが。だから、根拠がないなら、なぜ三十海里とか二十四海里とか、専管水域の十二海里と同じくらしい幅でなさらないのですか。

もう一つの問題は、この前も予算委員会でも申し上げたように、魚族保存をしないではいかぬ海域があるはずで、全面的に三十八度線からずっと李ラインのほうに線を引かなくてはならない理屈はないはずで、必要なら海図だけに魚族保存のために共同規制をするのなら、話はわかる。なぜ共同区域の外側を全面的に四十海里にしないのはならぬのか、お尋ねしたい。

○庄野政府委員 一がい四十海里と、こうおっしゃいますけれども、どこも四十海里あるというわけではございません。いわゆる四十海里線、こういふことで、一番広いところが四十海里あつたというだけで、狭いところはもう二、三海里、あるいは対馬と釜山

の間に、四十海里と、こういふことで、どこも四十海里あるというわけではございません。いわゆる四十海里線、こういふことで、一番広いところが四十海里あつたというだけで、狭いところはもう二、三海里、あるいは対馬と釜山

○井手委員　四十海里の根拠がないとするならば、それを二十海里とか幾らかに縮められるお考えはないのですか。あるいはもつと小範囲に、全面的に二十海里とか二十五海里とか四十海里でなくて、魚族保存の必要のある海域に限って共同規制水域にしようというお考えにならないのか、国民が納得できる根拠をひとつ明らかにしていただきたい。

○赤城国務大臣　先ほどお話し申し上げておりますように、画一的に四十海里ではございません。四十海里から非常に狭いところもあるのでございます。そこで、これを狭められたら狭める考があるかどうかという御意見でございますが、四十海里の内部において、いろいろあそこにはトロールの禁止区域、これは総督府時代のそういう線などもあります。あるいは底引きの

それがもう一つは、四十海里というものが李承晩ラインと同じなので、それが李承晩ラインにかわるものであるという前提だとすると、これは非常に問題だと思いますが、私は、いまの四十海里以内という線は、李承晩ラインよりはずっと中に入っていますし、またこれを李承晩ラインにかわるべきものだというふうに向こうで考えるというふうに思っていないせんから、また、それをそういうことにするというときには、冒頭に申し上げましたように、私のほうとしても、断固これを粉碎するといいますが、そういうことであれば破棄するということにいたしましたと思います。いまの線が適當でないか、こう私は考えます。

言っている。しかし、そのあとに、撤廃したあとに、国防ラインという名前をついたものを四十海里のところに引こう、そこが向こうの根拠ですよ。そこに監視船を出して、常時スパイ行為なりあるいは密輸の取り締まりをやる、検問しようという考えです。日本の漁船には適用しませんと言うけれども、それなら、監視船が来たらどうしますか。いまだ同じような事態になつてきますよ。そこが向こうのねらいなんです。だから、四十海里という線は最小限度にとどめるべきである。またこのことについて議論する機会がたくさんありますから、きよりはあまり多くを申し上げませんが、専管区域以外の漁場、これらは自由であるべきなんです。ただ、水産動植物の繁殖保護のために規制をしようというのですから、必要最小限度の区域に限るべきじゃないですか。四十海里の根拠がないとするならば、なぜそれを二十五海里、二十海里、十八海里に縮めないのですか。縮めていいはずですよ。全面的に引くよりも、部分的にその必要のあるところだけ共同規制するのが正しいのじゃないか。それならわかる。それを最小限度に食いこめようという努力をなさる用意があるかどうかを大臣に承つておきたい。

○赤城国務大臣　これは二十海里の根拠もなければ、三十海里の根拠もない、四十海里の根拠もないと思います。しかし、これは狭いほどいいのは日本の立場でございいます。魚族保存というところが、人類あるいは多くの国々の共同の利益、共同の目的だということであるならば、これはある程度の区域というものは必要だと思ひます。そ

○井手委員 質問したいことはたくさんございますが、ほかにも同僚委員の質問も残っておりますから、きょうはこの程度で私は終わりたいと思います。

しかし、私はきょうは実はあなたに応援のつもりで来たのです。農林大臣の間では私は漁業協定はあり得ないと考えている。国際慣行を尊重してやろうという以上は、きまっているのですから、足して二で割るような、あるいは譲歩するようなことはあり得ないのです。何も私は、請求権で譲ったから今度は譲らぬという政治的な意見ではございません。国際慣行というのは、条約ではっきりしているのですから、常識で考えればわかることです、直線

基線その他についても。きょう私はあなたにお尋ねをして、幸いにもあなたから、もし李ラインが撤廃されない場合、これにかわる国防ラインが新たに設けられた場合には、この協定を破棄いたします、こういうのはつくりした言明を得ました。国務大臣の言明でございいますから、かりにあなたが将来どういふ立場になられても、この言明は

○赤路委員 いままで檜崎委員なりあるいは井手委員から言われたことは、何も農林大臣なり、あるいはいま交渉に当たっておられる諸君にけちをつけるということではない、この点をひとつ了解してもらいたい。ただ、誤解を受けるといけませんので、申し上げておきますが、私たちの考えておるのは、いままの日韓会談という中で漁業交渉を進めることはいいけない、漁業交渉は純粋な経済的な問題として、漁業問題だけを切り離して交渉をしないさ、こういうことを私たちは言うておるわけです。それはいろいろ理由は申し上げます。ただ、御承知のとおり、最近新聞あるいはテレビ等で報じられるところを見てもますと、かなり韓国の方の事態は深刻であると言わなければならないかぬ。相当な反対のデモが起

こつておる。これは、いまは單にソウルだけの問題ではありますが、おそらくかなりの範圍に広がるのじやないかということを私は心配するわけですよ。こういう事態に対する見方といひますか、見解といひますか、それは、政府当局のほうと私どものほうとでは相違があると思うのです。しかしただ、そうした韓国側の強い反対の中で

理解されておるのですか。あのときのものをごらうに理解していただきます。

○庄野政府委員 もう一ぺん言ってください。

○赤路委員 基点から六海里、これが領海ですね。それから外に六海里で、十二海里でしょう。十二海里が専管区域で、その外になお六海里の漁業専管区域がある、こういうことになるのですか。

○庄野政府委員 漁業専管水域というのは、いわゆる低潮線——または直線基線を例外にとれば、低潮線を原則にして、そこから十二海里、その中の内側の六海里の範囲内で領海は各国が宣言する、それから十二海里のうちで外側の六海里は漁業の専管水域として考へる、こういうのが漁業専管水域に関する条約でございます。だから、十二海里というのが漁業専管水域でございます。

○赤路委員 あなたの説明は違つていますよ。

○庄野政府委員 入り会い権があるのですよ。十二海里の幅は、領海の外に十二海里とるのが正しいのです。領海を含めて十二海里ということですよ。

○赤路委員 私がさいせんから言つてゐるのは、それなんです。六海里でしょう。十二海里の中で六海里が領海なんです。それで、あとの六海里を合せて十二海里が専管区域なんです。そうでしょう。その外にあるのじゃないでしょう。十二海里の外になお六海里あるんじゃないだろうと言ふのです。

○庄野政府委員 そのとおりでございますが、六海里が領海だということはまだきまつておりません。

○赤路委員 それを私はさいせんから言つてゐる。六海里はまだきまつてゐない。それはもうさいせんから大臣が御答弁されるとおりなんです。六海里はまだきまつてゐないと、こう言つてゐるのです。それで、十二海里というものをまず頭に入れて、専管区域十二マイル、ここにもあるように、十二マイルをこえて拡張することはできない。一応線があるわけなんです。十二海里を押えて、その中で、この領海と漁業専管区域というものが分かれてくるわけです。そうすると、六海里である場合と三海里である場合とでは、入り会いの幅が違いますよ。こう言ふのです。そこなんです。

○庄野政府委員 入り会いの幅は、外側の六海里ということに全体委員会の決議はなつております。これは外側からはかりまして、領海を含む十二海里で、外側の六海里について入り会い権があるということ、領海とは関係ございせん。

○赤路委員 こういうことをあまりやあや言ひたくないが、それじゃこういうことになるのです。十二海里の中で、外のはりの六海里は漁業専管区域、そうすると、日本の言う三海里といふものが基点から領海だとすると、この領海と専管区域の中にある三海里は一体何なんですか。

○庄野政府委員 領海とダブつて漁業専管水域といふのはあるわけでありまして、ダブつて、領海を含めて基線から十二海里というのが漁業専管水域になつております。その内側の六海里の範囲内で、それぞれの国が六海里の領海を主張するか、三海里の領海を主張するかは各国で宣言する、こういうのが決議になつておるわけです。それで、入り会い権といふのは外側の六海里とそれから内側の六海里との間の問題はまた別になつております。

○赤路委員 どうも少し私の言ふのとあなたの答へてゐるのは食い違ひがある。いまの政府の考えは、領海については三海里であるということが、一応日本側としての前提なんです。日本はいままで領海三海里、こう言つてゐるのです。それをまだくずしていません。くずしてないから、現在の日韓交渉の段階においても、領海は三海里、こういうことが一応は前提になる。ところが、韓国側にしてみれば、領海は六海里といふか、七海里といふか、われわれは知らぬ。知らぬが、おそらく六海里説を一九六〇年にとつた限りにおいては、六海里でしょう。ところが、日本側の言う三海里を固執することになると、これはその中に一つ水帯ができるわけです。もしあなたが言う、それをしる専管区域だということになれば、十二海里の中の九海里は入り会いをして差しつかえないということになるはずですよ。問題はそこなんです。

○庄野政府委員 入り会い権が主張できるといふのは外側の六海里といふのが、一九六〇年の決議であります。それから外側から六海里やつて、領海と外側の六海里の間の幅の三海里、そこは専管水域になりますけれども、入り会い権は主張できない、こういうふうになつております。

○赤路委員 もう一応そのところを確認しておきます。そうすると、これは何でもない架空のことになるから、

ちよつと困るのだが、日本の主張でいふ領海三海里で押せば、漁業専管区域の中に一つ水帯ができるのです。それは専管区域であるが、入り会い権はない、こういうことですね。そういうふうには確認してゐないのです。

○庄野政府委員 そのとおりでございます。

○赤路委員 次に、基線の引き方で、さつき崎崎君から問題が提起された。特に井手君からも強く提示された。赤城試案なるものですが、これは農林大臣何もおっしゃらないので、私は赤城試案はどんなものかは聞きません。聞きませんが、九州島の線の引き方というのが、今度の漁業交渉の一つの大きなポイントだと思ふ。その場合に、これまで国際慣行に基づいていふことをいままでも主張してゐるわけなんです。それで、この領海及び接続水域の条約の第十条の二に、「島の領海は、この条約の規定に従つて定められる。」島の条項が一条から九条に至る条項なんです。そうしますと、内水を除く——要するに、湾の大きなもの、入り口が二十四マイルをこえるものは、一応直線は引けないですね。これによりまして、湾口が二十四マイルをこえるものは直線は引けない。中に入らなければいけない。だから、湾口が二十四マイルをこえるものは、これは内水とは見ない。そういうことになるわけでしょう。直線が引けないわけですね。そういふようなものはつきりここで明記されてゐるわけですね。線の引き方、基線のとり方として、低潮線からそれを基本にしてやるということ、これははつきり出されておるわけです。それういたしますと、この十条による島に

対する線の引き方というものは、おのずからこの条文から出てくるわけですね。それはやはり守らなければいけません。韓国との交渉をやる場合、従来四十数年間、朝鮮というものを日本は隷属化して今日まできた、その韓国の立場というものを私は無視するわけではない。考えぬわけではありせん。韓国の漁民の立場というものを考えよう。ただ、ここで私が特に言いたいことは、韓国の漁民に同情するだけで問題は解決しないということなんです。この日韓の交渉いかんということが、自後に及ぼす日本の漁業の国際的な問題との関連ということを十分考へてほしい。もしここでへたな線のくずし方をしますと、自後これから行なわれるであろうところの、東南アジア諸国との日本の漁業交渉、あるいは日米加にいたしましても、またソ連との問題にいたしましても、中国との問題、全部これに関連を持ってくる。私はいまさらここで申し上げることはどうかと思ひますが、かつての日韓の問題が発生した当時、韓国側の代表は何と言つたか。あの李ラインを引いたとき、これは認めぬ、不法だ、こう言つたのに対して、日本はすでに昭和二十七年に日米加漁業条約で太平洋のまん中に線を引いておるじゃないか、こう言われた。このことは記録に残つておる。二度とあやういふような事態を私は繰り返してはならぬと思ふ。繰り返したくはない。そうなつてまいりますと、ここで交渉にあつては、国際慣行あるいはすでに近く発効されるだろうところの条約を十分腹の中に入れて、一歩もくずさないという態度を堅持しなければ、日本の漁業はくずれて

しまいます。国際漁業がくずれてしまふ。国内の漁業ではありません。この点を私は特に強調をいたしたい。この点がどうにも安心ならぬ。先ほど来井手君からかなり強いことばで言われておるのですが、私たちが心配しますのは、今度の会談が政治的に解決をつけられるというのを一番心配をしておる。ほんとうに双方の漁民の立場に立つて、将来の日本と韓国との、あるいは中国その他関連諸国との漁業の調整上あるいは資源の保存の上から、かくあるべきだとお互いに科学的に検討をして出てきた線ならば、これは双方の国民といへども、私はのむと思う。納得すると思うのです。そうでなしに、単に何か政治的に類されたからやろうか、あるいはおれのむすこみみたいなものなどというやうなことで、この問題の解決をつけられたら、これはあとへ尾を引く問題点が大いなのです。だから、日韓の交渉というものは、単なる日韓交渉ではない。これは日本の漁業の将来へわたつての問題として、ひとつ十分お考えを願いたい。それだけに、いま行なわれようとする政治的なこゝろ日韓会談の中で、この漁業交渉を進めていただくことについては、反対せざるを得ない、こゝろいうことを申し上げるわけです。この点ひとつ大臣の御決意のほど——御決意のほどという、さういふからだいふ決意は聞いているのですが、何か一言くらい決意のほどを示していただけますか。

○赤城国務大臣 とにかく日本の漁業は、国際的に非常に関連を持つております。すでにソ連あるいはまたアメリカ、カナダ、民間でいえば中共と持つております。その他、いまお話のよう

に、東南アジア等にもいろいろ関係が深くなつております。そういうことでございまして、今度の交渉におきまして、国際的な慣行、慣例というものをくずしていきまふと、将来日本の国際的な交渉をする上におきまして、非常に不利だと思ひます。そう考へておるのです。慣例に従つたやうなことで進めていく、こゝろいう進め方をいたしております。

○赤路委員 私は、赤城試案なるものがどういふものか、つまびらかにいたしません。しかし、この前の本会議における政府の中間報告に対するわが党の松本七郎君への御答弁の場合でも、農林大臣は一番はつきりしたことを言つてくれた。こゝろいうのが私たちの印象なのです。そのはつきりした態度というものが、ちよつと失礼な言い分ですが、こゝろ二、三日ちよつとくずれているのではないかとこゝろ心配がある。やはり責任大臣として将来の日本の漁業の立場というものを十分お考え願つて、非常に無理な注文であるかと思ひますが、しかし、ひとつがんばつていただかなければならぬ、こゝろいうことにならうかと思ひます。ただ、この交渉は、私たちがいかうに御希望申し上げても、いかうに注文をつけても、おそらく私にはくずれるのではないかと考へております。それを心配する。だから、私はやめてほしいと言ふのです。これは私たち社会党だからとかなんとかいふ問題ではない。おそらく朝鮮海域で漁業をやる漁民連中の意向を聞いていただければわかると思ひます。問題を解決することは望む。すみやかにこの問題は解決つてほしい。十何年間にわたつて問題になつたのです

から、これはもうだれしも考へていゝる。しかしながら、そのために犠牲になつてまでやるという手はない。これはほんとうの漁民の声であらうと思ひます。この点を十分腹に入れていただきまふと、いろいろな問題がふくそりして出てくるわけです。だから、単なる政治的な圧力に屈することなくと言つたら変ですが、大臣はよほど腹をくくつてやつていただきたい。まかり間違へば大臣の職責をなげうつてでも、この際は既定方針というものを守つていただく、この決意を固めていただく。無理な注文であることを承知の上で私は注文をつける。これに對しては答弁を求めません。答弁されと困る。

それから、こゝろお尋ねしておきまふが、具体的なものに入りますが、入り会い権の問題です。この問題については、交渉の過程はどうなつておりますか。全然話をしていないのか、してゐるのか。

○赤城国務大臣 聞くところによりますと、去年ですが、そゝろいう話が出ておつたそゝろでございまして。その後、いま基礎の問題等がきまつておりまふので、そゝろまで入つておりまふ。

○赤路委員 それでは、いま話に出ております非常具体的な問題に入りまふが、先ほど井手君の質問に對しまして、以西底びきの問題がきまつて、七百九十六隻ですか、これが大臣許可といふことなんです。その中で、問題の地点での実績操業船といふもの、これはなんぼでありますか。あのときは数字として出ておりませんが、捕捉できておりますか。できておりましたら、数字でちよつと……。

○庄野政府委員 以西底びきは、御指摘のとおり七百九十六隻が大臣許可船でございまして。それで、問題の水域といふのは、A海域と承知いたしてありますが、A海域ではおおよそ三百隻であります。（三百五十だ）と呼ぶ者あり）

○赤路委員 これは数字の違いがあらば、また問題があとを引くんですからね。それは御了承おき願ひたいと思ひますが、以西はそれでけつてございまして。それから遠洋まき網で、この方面へ入つておるもの、あるいはこれの影響を受けるものは何隻ですか。

○庄野政府委員 大体まき網は、六十トン以上で許可をしておるものが百八統でございまして。そゝろいうものと考へております。

○赤路委員 そゝろしますと、そのほかには、サバのはね釣りでですね、これは大体実績船ほどの程度あります。

○庄野政府委員 サバの一本釣りは三十八年まで三十七年でしたか、大臣許可可だったわけでございますが、いまは自由漁業でございまして。つまびからでございまして、大体五百、こゝろいうやうに考へております。

○和田説明員 ちよつといまの長官の御説明を若干技術的に補足をさせていただきます。たださういふ思ひますが、先ほど来長官が申し上げております以西の底びきの約三百とか、あるいははね釣りの約五百とかいふのは、ある漁期のある時期に最高出た数字でございまして、連日それだけの船がその海域に出ておるという数字ではございせんので、御了承いただきたいと思います。

○赤路委員 そゝろすると、これは長官でなくつて、漁政部長でいいです

が、例のカジキのはえなわけですね。これは何隻出ておりますか。

○和田説明員 各県から取り寄せました報告によれば、各種の沿岸漁業を含めて約二千五百隻程度だらうといふやうに推定をいたしてあります。

○赤路委員 二千五百……。

○和田説明員 これはA区域といふことではなくて、あの海域一般にございまして。

○赤路委員 いま漁政部長の言われたのは、あの海域一般であつて、カジキだけではありません。

○和田説明員 はえなわもございまして、流し網もございまして、いろいろの一本釣りのございまして、そゝろいういろいろなものを合せて、いわゆる沿岸漁船が二千五百程度であるやうな推定をしておると申し上げたわけでございます。

○赤路委員 ちよつとその答弁おかし。沿岸漁業とぶつ込みにしておられますが、はえなわのカジキマグロの船は、大臣許可の船じゃないかと思ひます。大臣許可以外の船でカジキマグロをやつておるといふのは少ないんじゃないですか。その点どうでしようか。

○和田説明員 いま申し上げましたのは、大臣許可漁業ではなくて、県知事許可漁業なり自由漁業なりのいわゆる一般沿岸漁業の数字を申し上げたわけでありまして。

○赤路委員 ちよつとそゝろ御注意まで言つておきたいのは、私があらゆる新聞を見ておりました、以西底びきはあつたわけですね。それからまき網はあるわけなんです。それから沿岸の漁民のそれはあるわけなんです。サバの

はね釣りはあるわけなんです。ところが、カジキマグロがないのです。九州島を中心にしてのマグロ漁業というものはかなりのものなんです。それを落とすというのはいかぬが、それだけいま申し上げた部類の中でどこへこれを差し込んだのか、その点ちょっと言ってもらいたい。

○和田説明員 いまおっしゃいますカジキマグロの件は、現在共同規制の対象魚種として考えておりませんので、特にそれを申し上げなかつたわけでありま。

○赤路委員 部長は重要な発言をするが、これは、あの部面での漁業としては今後考えていないと理解しなければいかぬのですか。

○和田説明員 現在日韓両国の専門家で話し合っております共同規制の対象としようということで、韓国側の提案もあつて検討しております漁業種類は、トロール、底びき、まき網及びサバの一本釣りでございます。それ以外の漁業種類については共同規制をする考え方は、現在までの話し合いで出ておりません。したがって、先生御質問のカジキマグロ云々の件は、新聞等の話題に出ないのだからと思ひます。

○赤路委員 これはいいことを聞くわけなんです。韓国との話し合いの中で、トロール、底びき、まき網、サバの一本釣り以外は話し合ひはやっていないわけですね。

○和田説明員 共同規制区域の中で共同規制の対象にする魚種としては、現在、いま申しました四つ以外は取り上げて議論をいたしております。

○赤路委員 そうすると、この共同区域の中では、これ以外の漁業はやりま

せんということになるのですか、それとも、自由にやるということになるのですか。どちらですか。

○和田説明員 現在の考え方では、自由だということになると思ひます。

○赤路委員 大体それで私のお聞きしたいことはほぼ終わりましたが、先ほど井手君から話がありましたように、外務省のほうとのあれが少し食い違ひがあるように思ひます。あらためて外務省のほうから来ていただいて、この線をもう少し確認したいと思ひます。

最後に、先ほど橋崎君の御質問にお答えになったのですが、拿捕船の処置の問題、これは答弁をいただいたわけなんです。これはだいいふ橋崎君は御不満のあるような御答弁になっておるようです。これは大臣でしたか、長官でしたか、おっしゃった、直接損害と間接損害と精神的損害の三つの損害ということが、具体的に表にあらわれてくるわけですね。船を取られた、漁具もやられた、同時に魚も取られたというところは、これは直接的な損害。それから間接的損害としては、取られたために、次の船をつくるか、それまでの間の操業が全部停止されておるということによる損害で、かなり大きなものがあるわけですね。同時に、精神的な損害。本来、李承晩ラインというものは日本は認めていないですね。認めていないラインの中でやられたということとんだから、これはどが一体責任を持つのかということになるわけだ。一応そういうような三つの段階の損害というのを御答弁になっておるわけですね。これに対してそれではどの程度の要求をするか。現在二百二十何隻

捕され、そして返つてこないものが百八十近くあるわけですね。これは、もちろん漁船保険にかかつておるものは保険金を支払つておるということで、それ自体の直接的なものは解決がつくといひました。その他のものは解決がつかない。これが全然いま計算されてないわけですね。どの程度これについて要求をすべきかという数字すら持たぬということになると、あまりにもでたらめに過ぎやせぬかということとを先ほど橋崎君が強く言つたところなんです。私もその点については同感なんです。少なくとも韓国側のほうからいろいろな角度でいろいろなことを要求されておる。これに対して日本が、公海上においてやられた損害、これをばつきりさして、おれのほうではこれだけのものを要求するんだ、当然のこととしておまえのほうは支払うべきだ、こういうことを言うだけの算定ができていないというの、いささか私は手落ちだと思ひます。この点いささか手落ちだからどうするんだと言つてみたところで、しかたがないと思ひます。さつそくこれについては精算をはつきりして、一応当委員会のほうへ、それに対してはわれわれはかくかくの要求をする線を保持している、こういうことをばつきり御提出願ひたい。このことを最後に強く要求いたしておきます。

○庄野政府委員 先ほど拿捕漁船に対する損害賠償請求の問題につきまして、その請求の基本になる損害というもの、その算定のしかたについて申し上げたわけでございます。何ぶんこれにつきましては、今後の交渉に待つ問題でございますので、何ほ何ほというのを

当委員会に資料として提出するといふ段階ではないと存じますので、その点いかがかと思ひます。

○赤路委員 いまの長官の答弁は、いささかどうもいただきかねる。これはひとつ大臣のほうから御答弁を願ひたいと思ひますが、私は、ここでさう何ほど取るんだということを言えと言つたのじゃないんです。少なくともこれに対しては何らかの形において解決をつけなければいけない。先ほどの大臣の御答弁のほうに、もし韓国側のほうにこれに対して支払いをしないということになるれば、政府の責任とは言わぬまでも、何とかこれに対しては政府としては対処しなければならぬだろうというところを大臣は言つておられる。私たちは政府の責任であると言つた。李ラインを認めぬ限りにおいては、これは政府の責任なんです。言い方、考え方はあるでしょう。李ラインを認めた上で、日本の漁船がその中へ入つてやつたということであるならば、これは国際信義にとるででしょう。ところが、李ラインを認めていない。認めないといふところでやられたということになれば、当然政府として守るべき責任があるのだから、これは政府がとつてもらわなければいけない、こう思ふのです。そこで、いま大臣のおっしゃつたこと、それをそのまま私は認めます。大臣の御答弁を認めるが、いま長官の言うように、それはいかぬ。少なくとも私はいま言えと言つておるのじゃないのだから、そのくらのこととができるならば、一体これをどうするか。そのまます手放しではうってしまふのか。長官、聞きなさいよ。これは政府が保険金を支払つておるのですよ。

損害補償さつと九五％は政府の責任において支払つておる。保険料率が高いために、零細漁民は入れなくて、そのまますかまえておる。あの当時、保険に入つてくれということをわれわれもやかましく言ひました。さうして何とかして損害を少なくしようとしたのです。しかし、これらを考へてみて積算してみると、何とかかわかることでしょうか。船の価値は一体何ぼになるのか、漁具の価値は一体何ぼになるのか、あそこで操業しておつて、年間平均の大体の漁獲高はどの程度にあがるのか、当時のことを積算してくれば出てくるはずなんです。それだけのものは、当然交渉の中で、これは韓国側のほうで支払うべきであるということとを要求することはあたりまえじやないですか。その要求すべきものを御持ちなさい、こういうことを私は言つておるわけなんです。

○庄野政府委員 ここへ出せと言われから……

○赤路委員 いまさうこへ出せとは言つてないのです。さうしたものができるとはさうだから、つくつてからこへお出しなさい。いまさう言つておるのではないのです。つくつてからお出しなさい。それができなければ、できない理由があるだろう。それを、そんなものは出せませんとか、できませんとかいふのは、これは話になりません。それがなければこの交渉はできぬはずなんです。

○庄野政府委員 御要求の趣旨はよくわかりました。よく検討いたします。

○赤路委員 大臣、それでいいですか。みんな大臣の答弁を聞けと言ふから……

○赤城国務大臣 損害を受けた隻数とか人とか、そういうものはたびたび申し上げているとおりでございます。これに対して損害がどれくらいかという金額等も計算、検討いたしてみたいと思います。どれだけ請求するかということとはこれは私のほうの考え方にして、損害等につきましては金額的によく調べて報告いたします。

○井手委員 関連して。いまの損害賠償については、直接の損害じゃなく、船体ばかりじゃないのですよ。漁獲できなかった損害賠償を要求なさるわけですね。大臣、そういうことでしょ。それができなくては一括解決にはならぬわけですね。

○赤城国務大臣 損害賠償を請求いたします。その請求の解決がなければ、日韓問題はきまらぬわけです。解決の方法はいろいろありますよ。そういうことは、交渉ですからおまかせ願うよりほかないのですが、これは解決なしでは済まされない問題だ、こう思います。

○高見委員長 次会は、明二十六日午前十時から理事会、理事会散会後委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時散会